

I. はじめに

新市は、松浦市、北松浦郡福島町、鷹島町の1市2町で構成されます。これまで各市町は個性豊かな文化や歴史を有しながら、海や緑あふれる大地という共通の財産に恵まれた中で、そこに暮らす人々とともに発展してきました。

しかし、時代の変化の波は確実に地方にも押し寄せてきており、社会や経済の情勢が厳しさを増す中で、各地域の個性を融合させながら新しい地域の力を構築することが求められています。

松浦地域1市2町のさらなる飛躍のために、古くは松浦党に代表される共有の歴史性や風土、人々の気質を活かし、個性や力を結集して魅力あふれる新市づくりに向け、一体的に取り組むことは大きな意義があります。

新市の一体化を促す明確な理念や施策のもとに、市民の理解と協力を得ながら地域の活性化に向けた取組みを強化します。

行財政基盤の強化は行政サービスを一層充実させるために不可欠であり、よりよい地域づくりを進めていくために多くの知恵を結集するチャンスです。新市の誕生を機に地域の力を再構築して厳しい時代を乗り越えていくという決意を共に抱いていくことが大切です。

本計画は、こうした考え方を具体的施策へと導くための指針となるものです。松浦地域1市2町の総合計画や広域行政圏計画等を踏まえた上で、それらを発展的に継承し、住民の声を反映した新しい視点を盛り込んで策定する、合併後の新市のマスタープランとして新市建設の基本となるものです。

※マスタープランとは、地域の将来見通し等を勘案しながら、長期的視点に立った都市の将来像の実現に向けて取り組むための基本計画のことです。

1. 合併の必要性和期待される効果

(1) 合併の必要性

①地方分権への対応

地方分権が実行の段階を迎え、住民にもっとも身近な地方公共団体である市町村は、「自己決定、自己責任の原則」のもと、これまで以上に幅広い分野で大きな役割を果たすことが求められています。

これまでの画一的な行政から脱却し、創意と工夫によって地域間競争に勝ち抜いてゆくためには、政策形成能力に優れた人材の育成や組織を整備するなど、地方分権時代に対応した行政体制を確立し、さらには、地域住民と連携して個性豊かな魅力ある地域づくりをする必要があります。

②少子・高齢化時代への対応

急速に進展する少子・高齢化のもたらす不安をわかりやすくいうと、「税収が減る一方で医療や福祉などの行政運営経費は増していく」ということとなります。特に、1市2町における人口減少率や高齢化の進行は長崎県平均を上回っており、地域活力の低下が危惧されます。

合併によるメリットを活かした行政基盤の効率化、強化によってより積極的な施策を行うなど、人口減少を抑制するとともに、少子・高齢化に対応した施策を展開する必要があります。

③多様化・高度化する住民ニーズへの対応

住民の行政に対するニーズは、社会経済の発展や国際化の進展等に伴い多様化しており、効率的かつ迅速、柔軟な対応及び十分な説明責任が今まで以上に求められています。また、交通手段の発達によって日常生活圏は拡大しており、産業振興や福祉、生活環境、教育など多様な課題に対応するために、これまでの行政区域を越えた広域的な対応を図っていく必要があります。

④財政基盤の強化

景気の長期低迷等によって、国、地方とも財政状況は極めて厳しく、税収の伸び悩みや財政の硬直化を招いています。

こうした中、国においては地方の歳入の大半を占める地方交付税の財源保障機能全般を見直し、その縮小が進められている中で、新市がより一層効率的な行財政運営を進め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。

(2) 合併により期待される効果

合併することによって、下記のような効果が期待されます。

①広域的なまちづくりの実現

新市は広域にわたり、島嶼^{とうしょ}を含むなど変化に富み、個性豊かな魅力を有していますが、合併によってそれらを有機的に結び付けながら、広域的な視点に立ったまちづくりが可能となります。道路や公共施設の整備、土地利用等、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるとともに、環境問題や観光振興など広域的な対応を必要とする施策を効果的に展開することができます。

合併することによって、新市として一体性をもった均衡ある発展を目指していくことができます。

②住民の利便性の向上

合併することによって、図書館や体育施設、文化施設など公共施設の相互利用が一層進み、広域的な観点からサービス利用の範囲を見直すことができ、より利便性の高い行政サービスが可能となります。

③行財政基盤の強化

現在の1市2町の財政状況は厳しい状況にありますが、合併による行政基盤の強化で財政規模が拡大し、積極的かつ弾力的な財政運営が可能となります。

また、市町単位では実施が困難だった事業や高度な政策研究分野に対しても、専任組織や専門性の高い職員を配置することができるなど、より広範囲な行政サービスを提供する体制を整備することが可能となります。

④行財政運営の効率化

合併によって総務、会計等の管理部門の職員のほか、三役や議会議員、各種委員会や審議会の委員が減少することで経費の節減が図られるなど大きな効果が期待されます。

また、類似施設や施策の重複投資の回避による重点的な政策投資を行うことができます。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、松浦市、福島町、鷹島町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることによって1市2町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展を目指そうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業や公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 建設計画の期間

本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね15年間について定めるものとします。

(4) その他

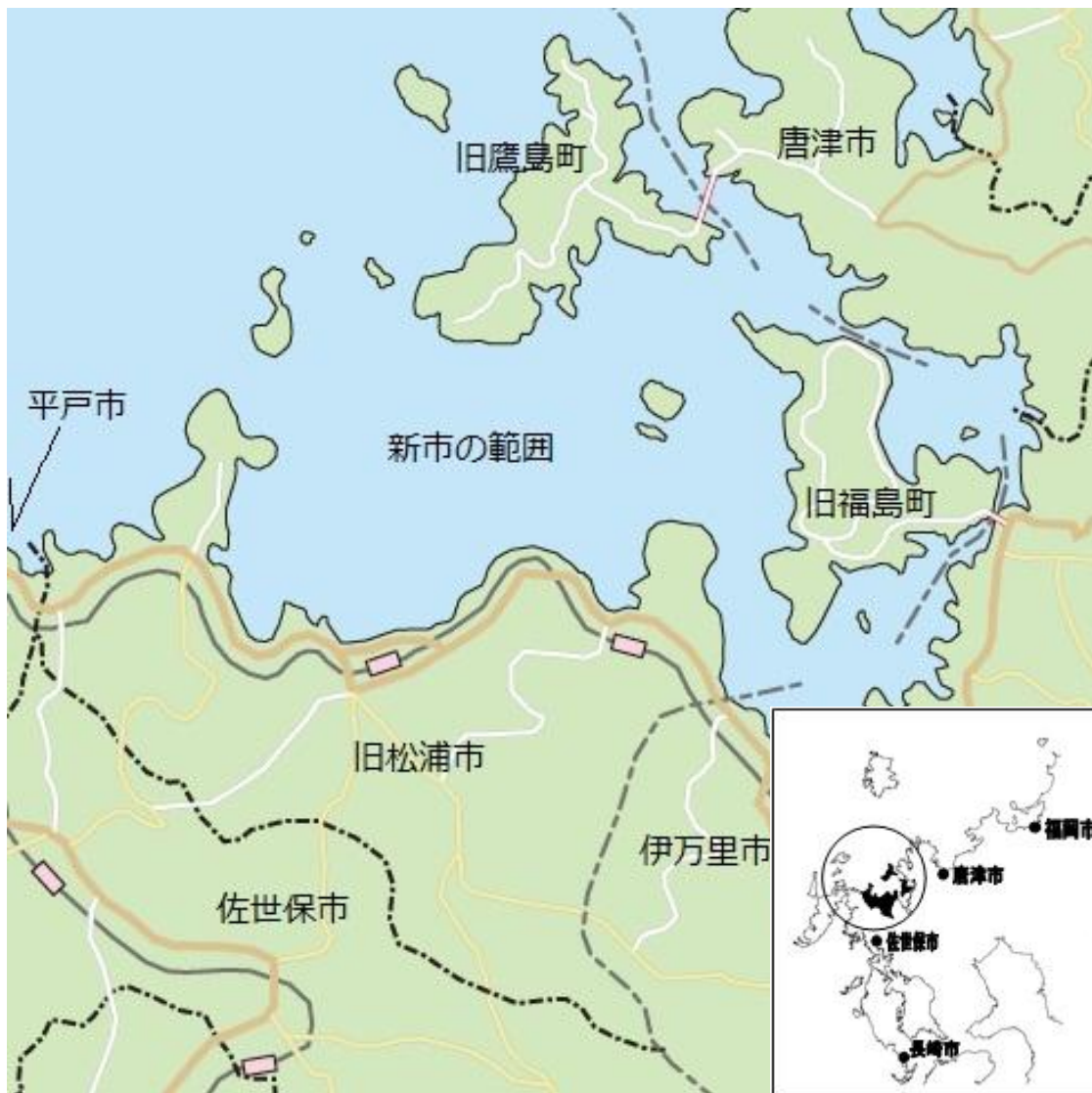
新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとしします。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとしします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとしします。

Ⅱ. 新市の概況

1. 位置と地勢



新市は長崎県本土北部に位置し、伊万里湾に面した地域となっています。東は佐賀県伊万里市や唐津市、南は佐世保市、西は平戸市と接しています。広域的には、九州の拠点都市である福岡都市圏に近く、海峡を挟み中国、韓国をはじめとしたアジア地域にも近い位置にあります。

広く海に面し、沿岸部には変化に富む海岸線が連なり、北松浦半島および東松浦半島を構成するとともに、離島を含む地域であることが特徴です。内陸部は豊かな緑が広がる緩やかな丘陵地で平野部は比較的少ない地形となっています。

全域に海や山の豊かな自然に恵まれ、玄海国立公園の一部にもなるなど表情豊かな景観を誇ります。

2. 面積

1市2町全体の面積は130.13 km²となり、民有地の地目別構成比は山林33.6%、田21.8%、畑18.9%などとなっています。

1市2町のア積

合計 (km ²)	松浦市	福島町	鷹島町
130.13	95.75	17.26	17.12

資料：「全国都道府県市町村別面積調(平成16年速報値)」(国土地理院)

民有地面積(1市2町計)の地目別構成比(%)

計	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	その他
100.0	21.8	18.9	7.6	33.6	15.0	0.0	3.1

資料：「長崎県統計年鑑(平成15年)」(長崎県統計課)

※民有地とは、市町村の土地課税台帳および土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外(官公有地、公共用地、墳墓地、公共用道路など)の土地を除いたものです。

3. 交通アクセス

交通体系では、佐賀県境方面から鷹島町、福島町方面にアクセスし伊万里市を経て松浦市に至る国道204号が佐世保市方面へと走るほか、鉄道路線としては松浦鉄道が国道204号に並行する形で走っています。

新市までの時間距離は、県都長崎市からは高速道路利用で2時間程度、九州の拠点都市である福岡市からは国道や有料道路、一部供用開始している西九州自動車道を利用すると同じく2時間程度を要します。

現在計画されている「西九州自動車道」が完成すると、県北の中心都市である佐世保市や長崎市、福岡市への所要時間の大幅な短縮が見込まれ、産業や生活面など様々な分野での幅広い波及効果が期待されます。

4. 沿革と歴史

明治22年の町村制施行時には8ヶ村ありましたが、昭和に入り合併や町制施行が進み、現在の1市2町となっています。

松浦市や北松浦郡の「松浦」という名前の由来は、8世紀頃に一帯が「末羅^{まつら}」と呼ばれていたことによるとされています。

この地が朝鮮半島や大陸に近い海上交通の要衝であったことから、古代には邪馬台国の時代に「末羅国」を生み、院政期には貿易の利益を求めた平家との結びつきを強めていきました。

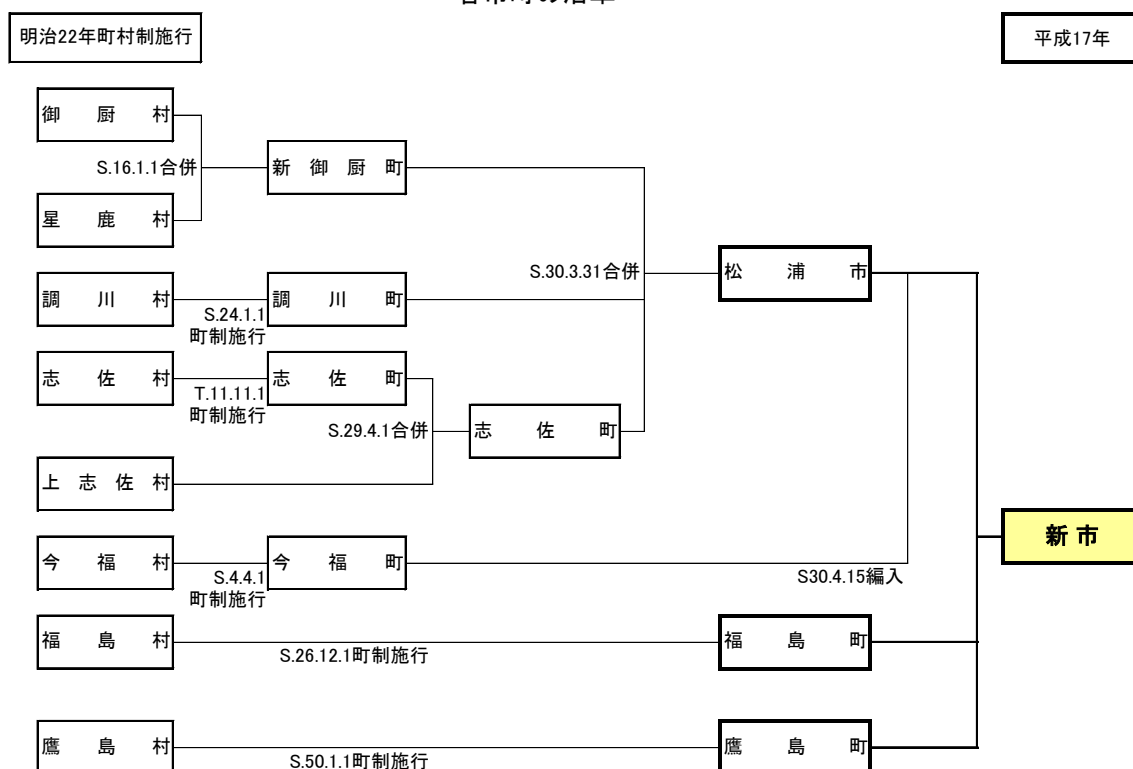
やがて中国貿易ルートの一隅を占める武士団「松浦党」が誕生し、本地域だけで

なく広く唐津、伊万里をはじめ佐世保や五島、壱岐にまで勢力を伸ばしました。松浦党は平家物語における壇ノ浦合戦での平家水軍の主力としての活躍や、鎌倉時代の蒙古襲来時の勇戦でも知られ、約500年もの間歴史の舞台で活躍しました。

今でも一帯には松浦党や元寇など歴史を物語る史跡が数多く残っており、当時の勢力と勇猛さを知ることができます。

古くからアジア地域との貿易で栄えた松浦党の進取の気性は、今でも一帯に受け継がれています。

各市町の沿革



資料：各市町資料

5. 人口と世帯

(1) 人口概況

1市2町全体の人口規模は、平成12年国勢調査値で28,370人と合併しても3万人を下回る状況となっています。

年齢（3区分）別人口をみると、65歳以上の老年人口が25.3%となるなど県平均の20.8%を上回る高齢化率です。

1市2町全体の世帯数は9,382世帯で、1世帯あたり人員は3.02人となります。

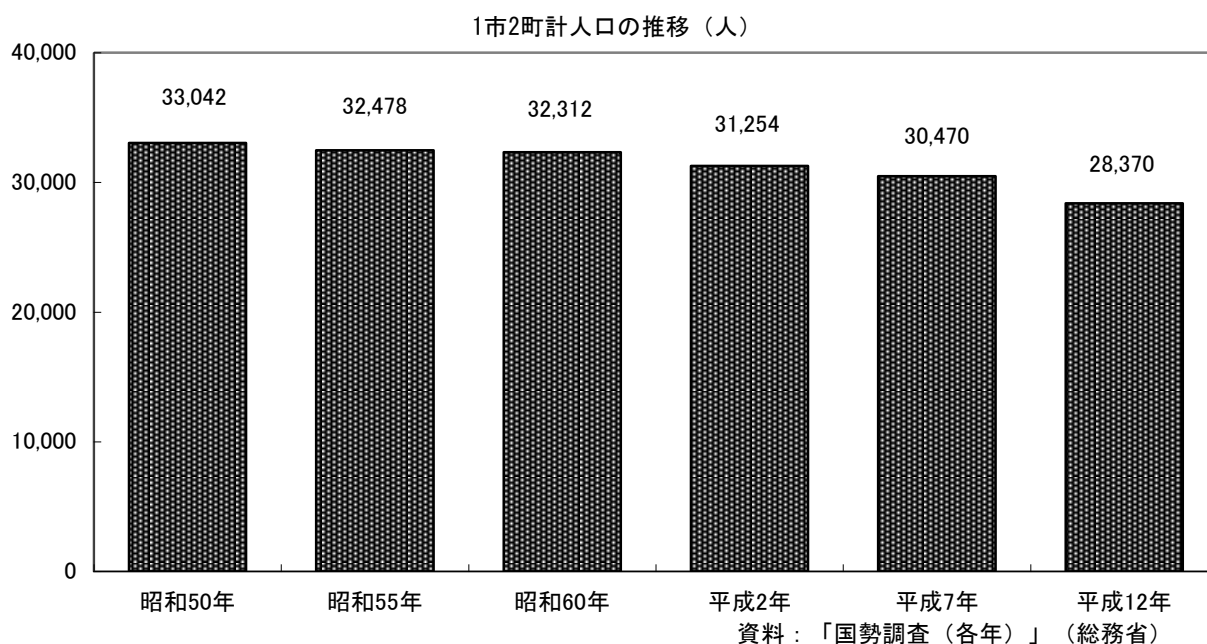
1市2町の人口・世帯数状況

	人口(人・下段構成比%)						総世帯数 (世帯)	一世帯 当り人員 (人)
	総数	性別		年齢(3区分)別人口				
		男	女	0~14歳	15~64歳	65歳以上		
1市2町	28,370 (100.0)	13,459 (47.4)	14,911 (52.6)	4,722 (16.6)	16,461 (58.0)	7,187 (25.3)	9,382	3.02
松浦市	22,082 (100.0)	10,462 (47.4)	11,620 (52.6)	3,780 (17.1)	12,973 (58.7)	5,329 (24.1)	7,311	3.02
福島町	3,420 (100.0)	1,628 (47.6)	1,792 (52.4)	544 (15.9)	1,888 (55.2)	988 (28.9)	1,035	3.30
鷹島町	2,868 (100.0)	1,369 (47.7)	1,499 (52.3)	398 (13.9)	1,600 (55.8)	870 (30.3)	1,036	2.77

資料：「国勢調査（平成12年）」（総務省）
※施設等の世帯数を含む

(2) 人口推移

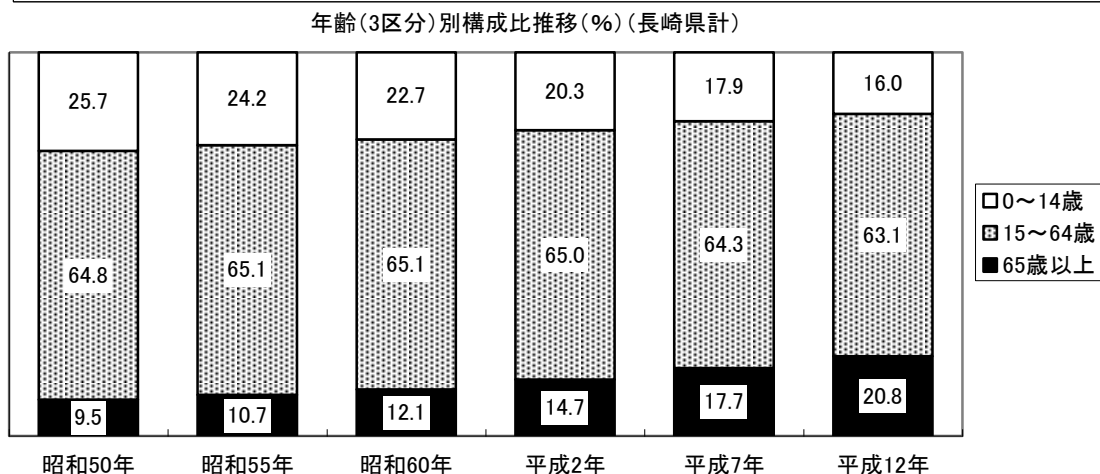
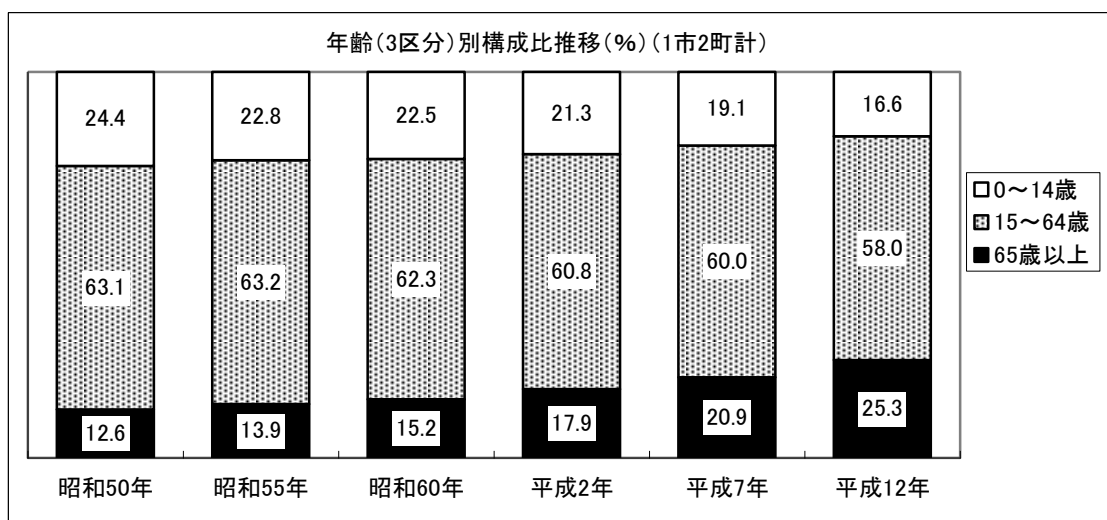
1市2町全体の人口推移をみると、昭和50年には33,042人であったものが減少を続け平成12年には3万人を割り込んでいます。



(3) 年齢(3区分)別構成比推移

1市2町全体の年齢(3区分)別構成比推移をみると、年少人口(15歳未満)構成比や生産年齢人口(15~64歳)構成比が低下しています。これに対し、老年人口(65歳以上)構成比は高くなる傾向にあります。

長崎県の状況(下段グラフ)と比較すると、年少人口構成比の低下は1市2町と長崎県は同様の傾向をみせていますが、生産年齢人口構成比は県平均を上回るペースで低下し、老年人口構成比は、1市2町が県平均を上回るペースで上昇しており、総じて高齢化が進んでいるといえます。



資料:「国勢調査(各年)」(総務省)

6. 地域の資源等

1市2町には多彩な資源や文化があります。産業は水産業や農業が盛んであり、特産品も農産物及びその加工品が多くなっています。さらに、イベント関係も海を活用したものが多くみられます。

また、歴史豊かな地域であるため、文化資源は松浦党や元寇などに因むものが各地に点在しています。

1市2町の資源等

	産業	自然・文化資源	イベント	特産品
松浦市	ブリ、マダイ、トラフグ養殖 日本一を競う「アジ、サバ」などの水揚げを誇る松浦市地方卸売市場松浦魚市場 水産加工団地 水稲・施設園芸、露地野菜、花卉、花木などの複合経営農業 松浦火力発電所等	星鹿城山 龍王の滝 木場川のホタル 上志佐長野地区の棚田 ひゃーし 松浦党梶谷城跡 文禄の役松浦家供養塔 牟田観音堂銅造半跏思惟像 柚木川内キャンプ場 不老山総合公園 石倉山森林公園 ぎぎが浜海水浴場 大崎海水浴場 宝の浜海水浴場 松浦龍王太鼓等	不老山花と光のフェスタ 松浦メロンまつり 星鹿じゃんがら 松浦おさかなまつり 松浦水軍まつり 松浦ぶどうまつり 精霊流し・花火大会 御厨蛇踊り 星鹿漁船パレード 田の平浮立 流鏝馬等	松葉 旬（とき）あじ 旬（とき）さば 白羊羹 御厨ぶどう アールスメロン 香味漬等
福島町	クルマエビ養殖 真珠養殖 LPG基地 水稲・施設園芸・畜産などの複合経営農業等	イロハ島 つばき荘温泉 夕陽の見える棚田 つばき群生林 福島町歴史民俗資料館 大山展望所 初崎展望所 蛙鼻公園 初崎海水浴場・キャンプ場 オートキャンプ場 肥前福島玄蕃太鼓等	福島つばきロードレース大会 町民駅伝大会 い〜なか体験 わいわいフェスタ 漁青朝市 ふるさとまつり 和船漕ぎ大会 さくら春まつり ハーブフェスタ 観月会 奉納相撲等	つばき油 クルマエビ いりこ 竹炭 竹酢 福島こしひかり アールスメロン みかん イチゴ等
鷹島町	トラフグ養殖 石工業 葉たばこ 水稲・施設園芸・畜産などの複合経営農業等	モンゴル温泉 歴史民俗資料館 埋蔵文化財センター 宮地嶽史跡公園 対馬小太郎の墓史跡公園 牧ノ岳史跡公園 若松公園 龍面庵 モンゴル村 オアシス村 夕映えキャンプ場 白浜海水浴場 元寇太鼓等	和船競争 モンゴルまつり 町民駅伝大会 モンゴルクロスカントリー 元寇記念祭 モンゴル村海賊まつり 青年団花火大会 宮地嶽奉納相撲大会等	ふぐ ウニ エソカマボコ まで焼酎 みさと漬 シソワイン アールスメロン等

7. 産業

産業面では、やはり海に広く面し、島嶼^{とうしょ}地域を含むことから、水産業が重要な位置付けとなっています。このほか農業も多種多様な生産がなされています。

また、近代化の歴史の中で石炭産業は興亡を経てきており、炭鉱閉山後は労働力の流出によって人口の急激な減少にみまわれた地域となっています。

しかし、現在では新たなエネルギー産業の発展として、松浦市には石炭専焼火力発電所があり、福島町には民間のLPG基地が稼動中であるほか国家備蓄基地が完成間近となるなど、エネルギーを活かしたまちづくりが進められています。

水産業については、トラフグ、ブリ、クルマエビなどの養殖業が盛んに営まれ全国的に高い評価を得ています。また、アジ、サバについては日本有数の水揚量を誇っています。

農業は、中山間地域が広がる中で、多種多様な農産物が生産されており、味のよい米や野菜、果実の生産をはじめ、繁殖中心の肉用牛の生産が盛んとなっています。

このほか、観光産業の活性化が進められており、近年は多彩で豊かな自然や農漁村など地域の資源を活用した体験型観光に力を入れ、注目される地域となりつつあります。

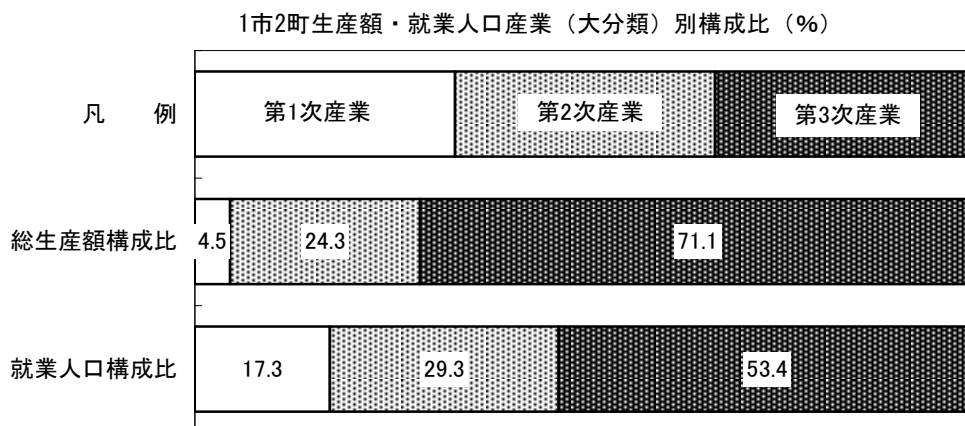
さらに、商工団体などによって、ベンチャー企業や起業家支援及び異業種交流組織などの活動が行われています。

(1) 産業別人口

産業構造（大分類別概況）についてみると、産業別総生産額構成比は、第3次産業が71.1%を占め、第2次産業が24.3%、第1次産業が4.5%となっています。

就業人口構成比は、第3次産業が53.4%で、第2次産業が29.3%、第1次産業が17.3%となっています。

中分類別構成比の長崎県平均との比較をみてみると、新市は「農業」や「漁業」「製造業」などが県平均を上回っています。これに対して「卸・小売業飲食店」や「サービス業」などは県平均を大きく下回っています。



資料：「平成12年度長崎県の市町村民経済計算」「国勢調査（平成12年）」

1市2町の産業構造

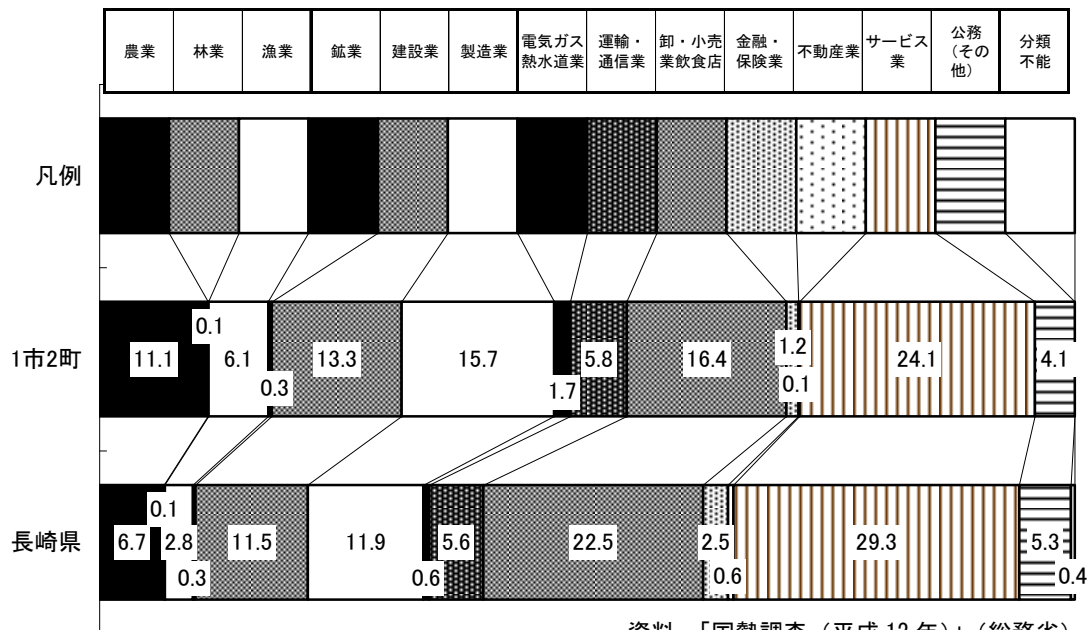
	産業分類	総生産額 (百万円)		就業人口 (人)	
			構成比 (%)		構成比 (%)
1市2町	第1次産業	4,252	4.5	2,369	17.3
	第2次産業	22,865	24.3	4,009	29.3
	第3次産業	66,810	71.1	7,300	53.4
松浦市	第1次産業	2,585	3.4	1,504	14.0
	第2次産業	17,076	22.2	3,216	30.0
	第3次産業	57,203	74.4	5,993	55.9
福島町	第1次産業	413	4.8	257	16.3
	第2次産業	2,925	33.8	611	38.8
	第3次産業	5,325	61.5	707	44.9
鷹島町	第1次産業	1,254	14.9	608	43.7
	第2次産業	2,864	34.1	182	13.1
	第3次産業	4,282	51.0	600	43.2

資料：「平成12年度長崎県の市町村民経済計算」
「国勢調査（平成12年）」（総務省）

※「分類不能」除く。

※四捨五入の関係で合計は一致しない場合があります。

1市2町産業大分類就業人口構成比（%）



資料：「国勢調査（平成12年）」（総務省）

(2) 農林業の状況

地域の主要な産業である農業は、1,477 戸の販売農家がありますが、8 割以上が兼業農家です。

中山間地域や島嶼^{とうしょ}地域が広がる中で、経営耕地面積では、田が最も多いものの、平野部が少ない立地であるため、棚田なども多くみられます。

そのほか野菜類や果実など様々な農作物が生産されていますが、産出額で多いのは畜産や米となっています。畜産のうち肉用牛の飼養農家は新市全体で 360 戸、飼養頭数は 3,830 頭、豚は飼養農家が新市全体で 7 戸、飼養頭数は 9,800 頭あまりとなっています。

林業については、新市の土地面積の多くを森林が占めており、木材生産、水土保持等多面的機能を発揮させる森林づくりを進めています。

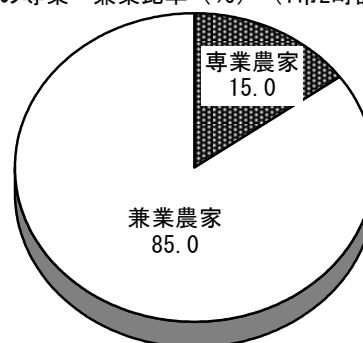
1市2町の農家戸数・農業就業者数（平成12年）

	総農家数	販売農家数	農業就業者数
1市2町	1,790	1,477	2,329
松浦市	1,284	1,067	1,658
福島町	299	241	338
鷹島町	207	169	333

資料：「2000年世界農林業センサス結果報告書」（県統計課）

※「販売農家」とは経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

販売農家の専業・兼業比率（%）（1市2町計）



資料：「2000年世界農林業センサス結果報告書」（県統計課）

耕地面積（販売農家・ha）

市 町 村	耕地				1戸当り面積
	計	田	普通畑	樹園地	
1市2町	2,355	1,438	773	144	1.32
松浦市	1,633	1,110	409	114	1.27
福島町	333	200	108	25	1.11
鷹島町	389	128	256	5	1.88

資料：「第50次長崎農林水産統計年報」（長崎統計情報事務所）
「2000年世界農林業センサス結果報告書」（県統計課）

所有形態別森林面積等

	森林総数 (ha)	国有林 (ha)	民有林 (ha)	所有形態別					林家戸数 (戸)
				県営林	市町村営林	その他	公社造林	私有林	
1市2町	6,026	124	5,901	78	88	35	358	5,342	698
松浦市	4,545	124	4,420	78	70	30	358	3,884	341
福島町	643	-	643	-	13	2	-	629	132
鷹島町	838	-	838	-	5	3	-	829	225

資料：「長崎県の林業統計」（長崎県林務課・山地災害対策室）

主要普通作物等作付面積と収穫量（平成14年）

（上段：作付面積・ha、下段：収穫量・t）

	水稻	麦類		豆類		野菜等						
		小麦	裸麦	大豆	小豆	きゅうり	たまねぎ	トマト	いちご	メロン	白菜	アスパラガス
1市2町	906 4,107	8 22	0 1	12 20	7 x	5 191	14 266	3 65	1 26	19 377	13 678	5 90
松浦市	715 3,280	8 21	0 0	10 17	7 x	3 50	13 251	3 61	1 26	15 309	13 668	3 65
福島町	124 551	0 1	0 0	2 3	0 x	2 139	1 15	0 2	0 0	2 33	0 10	1 17
鷹島町	67 276	0 0	0 1	0 0	0 x	0 2	1 14	1 2	0 0	2 35	0 0	1 8

	水稻	ばれいしよ	かんしよ	そば	果樹			飼料作物				工芸農作物	
					みかん	ぶどう	びわ	牧草	青刈りとうもろこし	ソルゴー	青刈りえん麦	茶	葉たばこ
1市2町	906 4,107	22 356	25 468	9 x	74 954	8 56	4 23	178 10,480	15 706	151 9,970	42 1,624	32 206	118 254
松浦市	715 3,280	11 168	22 414	8 x	50 652	8 56	3 19	122 7,300	14 661	78 4,990	29 1,140	32 206	27 61
福島町	124 551	7 108	2 36	0 x	21 274	0 0	0 1	32 1,850	1 45	38 2,460	10 373	0 0	0 0
鷹島町	67 276	4 80	1 18	1 x	3 28	0 0	1 3	24 1,330	- -	35 2,520	3 111	0 0	91 193

資料：「第50次長崎農林水産統計年報」（長崎統計情報事務所）等
 ※「x」は数値を公表していないもの。1市2町合計は「x」を除いた値(以下同じ)。

農業産出額

(千万円)

	合計	耕種計	農産物										畜産	加工農産物
			米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	農作物	工芸		
1市2町	398	246	99	0	0	1	7	52	18	5	57	10	150	2
松浦市	282	168	78	0	0	1	5	40	14	5	18	9	112	2
福島町	50	25	14	0	-	0	1	7	3	-	-	1	25	0
鷹島町	66	53	7	0	-	-	1	5	1	0	39	0	13	0

資料：「平成14年生産農業所得統計」（農林水産省）等
 ※単位未満の実績値の関係上、耕種および全体の合計値と、それぞれの項目を足しあわした数値とは必ずしも一致しない。

畜産飼養戸数と飼養頭数

		1市2町	松浦市	福島町	鷹島町
乳用牛	飼養戸数	4	4	-	-
	頭数	187	187	-	-
肉用牛	飼養戸数	360	267	33	60
	頭数	3,830	2,461	844	525
豚	飼養戸数	7	5	1	1
	頭数	9,813	8,375	773	665

資料：「県北の農業（平成16年9月）」（県北振興局農政部農務課）

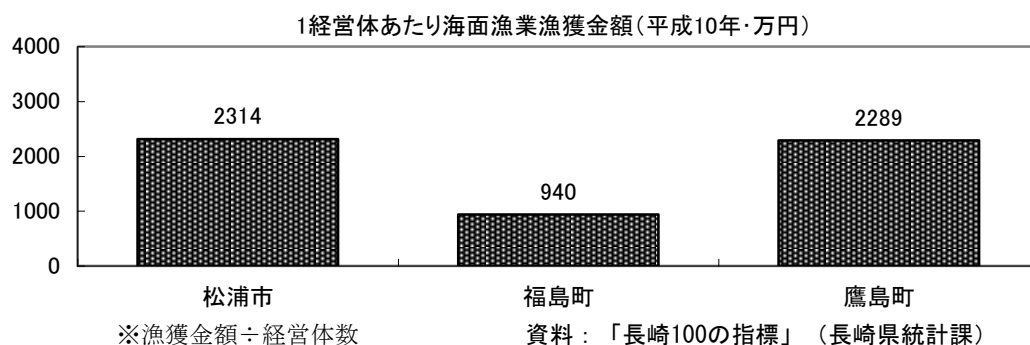
(3) 水産業の状況

水産業は地域の主要産業となっています。海に面した市町では様々な漁業が行われ、経営体は1市2町全体で365、従業者は1,000人あまりを数えます。

総漁獲量は9,000トンを超え、産出総額は70億円近くに達します。アジ、サバをはじめ、多くの種類の魚介類が水揚げされているほか、養殖業も盛んであり、トラフグ、ブリ、クルマエビなどは全国的に高い評価を得ています。

階層別経営体数・従業員数				(上段：経営対数・下段：従業員数)			
				1市2町	松浦市	福島町	鷹島町
計				365 1,002	170 410	51 95	144 497
動力船使用	3 t 未満			80	36	22	22
				88	39	23	26
	3 ~ 5 未満			149	60	27	62
				303	97	58	148
	5 ~ 10 未満			32	25	0	7
				66	46	0	20
	10 ~ 20 未満			13	9	0	4
				30	19	0	11
	20 ~ 50 未満			0	0	0	0
				0	0	0	0
50 ~ 100 未満			0	0	0	0	
			0	0	0	0	
100 ~ 200t 未満			2	2	0	0	
			56	56	0	0	
定置網			28	10	0	18	
			102	46	0	56	
浅海養殖			57	24	2	31	
			353	103	14	236	
漁船非使用			4	4	0	0	
			4	4	0	0	

資料：「平成14年漁港港勢調査結果」（長崎県水産部）



漁業種類別漁獲量

単位：t

		1市2町	松浦市	福島町	鷹島町
海面漁業	小型底引き網	402	206	179	17
	ひき網	1,701	608	459	634
	あぐり網	1,990	1,990	0	0
	敷網	338	338	0	0
	刺網	85	63	15	7
	定置網	354	208	0	146
	かご漁網	85	14	12	59
	はえ縄	11	4	0	7
	いか釣	4	0	0	4
	一本釣	45	24	13	8
	採貝	242	17	222	3
	採藻	91	51	10	30
	その他漁業	74	53	0	21
	海面漁業計(A)	5,422	3,576	910	936
海面漁業金額(百万円)(B)	1,567	816	176	575	
養殖業	魚類	3,669	1,726	0	1,943
	その他水産動物	17	0	17	0
	海面養殖業(C)	3,686	1,726	17	1,943
	海面養殖業金額(百万円)(D)	5,323	1,666	116	3,541
総漁獲量(A+C)	9,108	5,302	927	2,879	
総額(百万円)(B+D)	6,890	2,482	292	4,116	

資料：「平成14年漁港港勢調査結果」(長崎県水産部)

海面漁業の魚種別漁獲量(合計・上位20種)

単位：t

	1市2町	松浦市	福島町	鷹島町
合計	6,206	3,203	1,645	1,358
		うち各市町上位20種内訳		
いわし類	3,499	2,139	1,315	45
あじ類	456	408	0	48
たい類	220	21	2	197
ぶり類	125	19	0	106
ひじき	107	51	6	50
たこ類	92	49	11	32
えそ類	80	41	18	21
さば類	69	69		
こういか類	32	18		14
ふぐ類	32	5	1	26
ひらめ・かれい類	31	12	4	15
なまこ類	25		25	
さざえ	14	14		
すずき類	14		0	14
いさぎ	14			14
うに類	13	10		3
さめ類	9			9
しいら類	8	3		5
たちうお	6	4	0	2
さわら類	6	3		3
かつお類	4	4		
このしろ	4	4	0	
にべ・ぐち類	4	4	0	
あまだい類	4			4
するめいか	4			4
まぐろ類	3	3		
はも	3		0	3
他の水産動物類	2		2	
クルマエビ	1		1	
あなご類	1		1	
がざみ類	0		0	
ほら類	0		0	

資料：「第10次漁業センサス」「平成14年海面漁業生産統計」(農林水産省)

(4) 商業の状況

1市2町全体では、事業所数が503店、そのうち小売業が443店です。
このほか、従業者数は約2,000人、年間販売額は650億円あまりとなっています。

1市2町の商業の状況

	事業所数	従業者数	年間 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
1市2町	503	1,974	65,104	-
うち小売業	443	1,589	20,161	29,998
松浦市	362	1,613	59,958	-
うち小売業	313	1,264	16,046	24,966
福島町	48	139	2,174	-
うち小売業	43	127	1,279	2,150
鷹島町	93	222	2,972	-
うち小売業	87	198	2,836	2,882

資料：「平成14年商業統計表」（経済産業省）

(5) 製造業の状況

1市2町全体の製造業の事業所数(従業員4人以上)は44事業所、従業者は1,500人あまり、製造品出荷額は約220億円で、業種別には、食料品製造業や衣服・その他繊維製品製造業などが多い状況です。

1市2町の製造業の状況(従業員4人以上の事業所)

	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等 (百万円)
1市2町	44	1,541	21,904
松浦市	36	1,379	20,926
福島町	5	125	649
鷹島町	3	37	329

資料:「平成15年工業統計調査(速報)」(経済産業省)

製造業の事業所数(従業員4人以上の事業所)

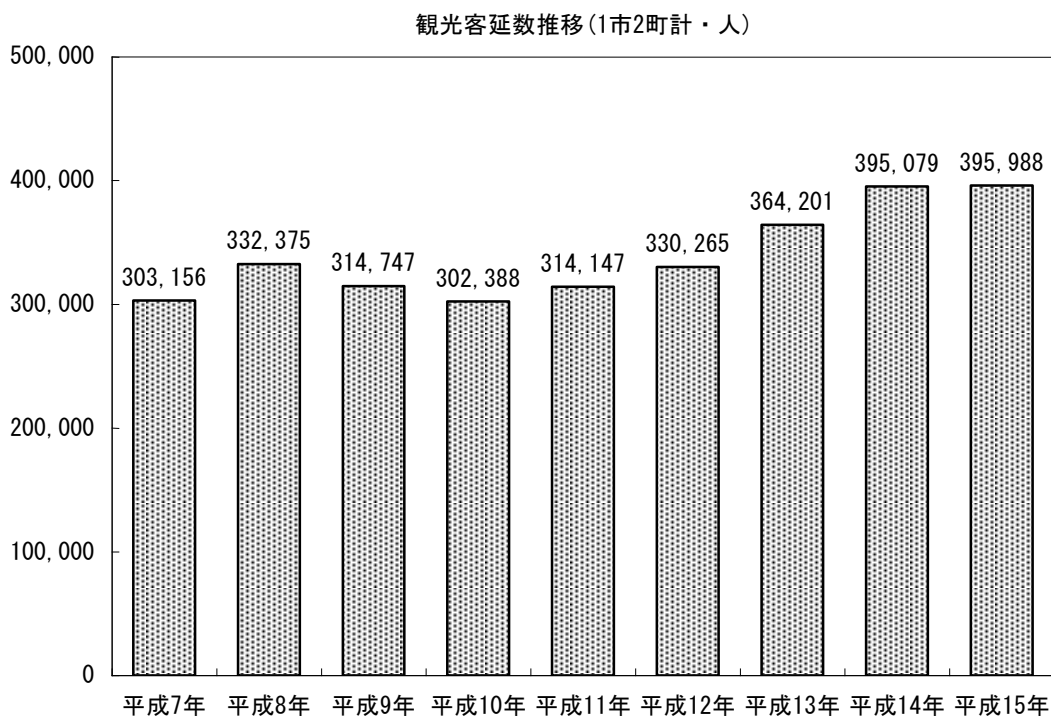
	1市2町	松浦市	福島町	鷹島町
総数	46	36	7	3
食料品製造業	6	4	-	2
飲料・たばこ・飼料製造業	2	2	-	-
繊維工業	1	1	-	-
衣服・その他の繊維製品製造業	16	12	4	-
木材・木製品製造業	2	1	1	-
家具・装備品製造業	-	-	-	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-	-	-
出版・印刷・同関連産業	1	1	-	-
化学工業	-	-	-	-
石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	-
プラスチック製品製造業	1	1	-	-
ゴム製品製造業	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	-	1	-
窯業・土石製品製造業	5	4	-	1
鉄鋼業	1	1	-	-
非鉄金属製造業	-	-	-	-
金属製品製造業	4	4	-	-
一般機械器具製造業	2	2	-	-
電気機械器具製造業	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	4	3	1	-
精密機械器具製造業	-	-	-	-
武器製造業	-	-	-	-
その他の製造業	-	-	-	-

資料:「平成14年工業統計調査」(経済産業省)

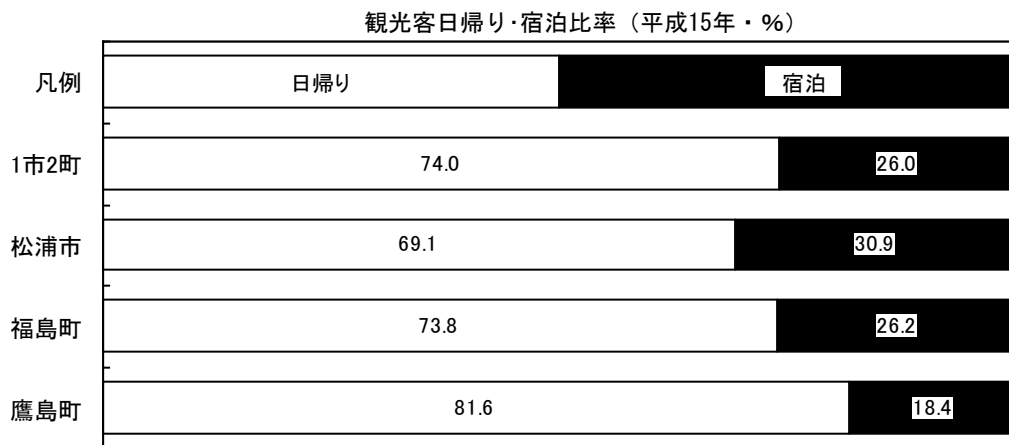
(6) 観光の状況

1市2町全体の観光客延数は、平成15年で延べ395,988人にのぼっており、前年から微増しています。平成11年までは横ばい状態が続いていましたが、新たな施設のオープンなどによって平成12年以降増加しています。

平成15年の観光客の内訳は、日帰り・宿泊比率は日帰りが7割以上となっており、県内・県外比率は県外観光客が約6割を占めています。



資料：「長崎県観光統計」(長崎県観光課)



資料：「平成15年長崎県観光統計」(長崎県観光課)

Ⅲ. 将来人口の見通し

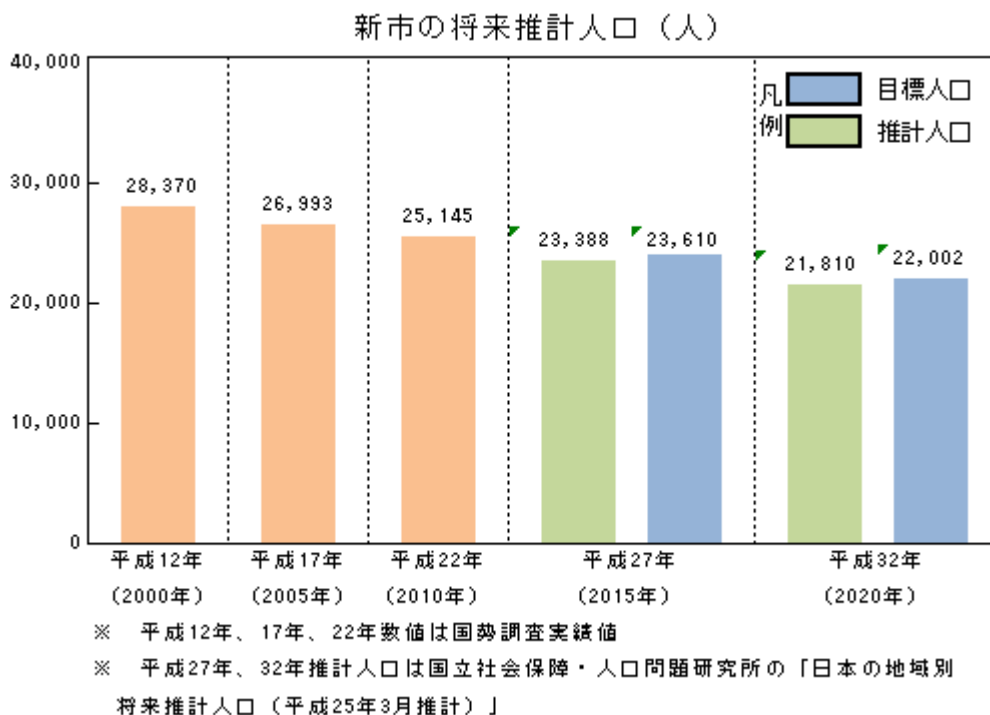
1. 総人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 32 年（2020 年）で 21,810 人と平成 17 年より 5,183 人の減少となります。特に、人口減少の要因としては、少子化や若年層の域外流出による影響が大きいと考えられます。

しかし、この減少傾向は人口流出防止などの政策的な取組みによって抑制することは可能です。

新市においては、少子化や人口流出などの対策を強化することで、人口減少幅を抑えた目標人口を設定します。

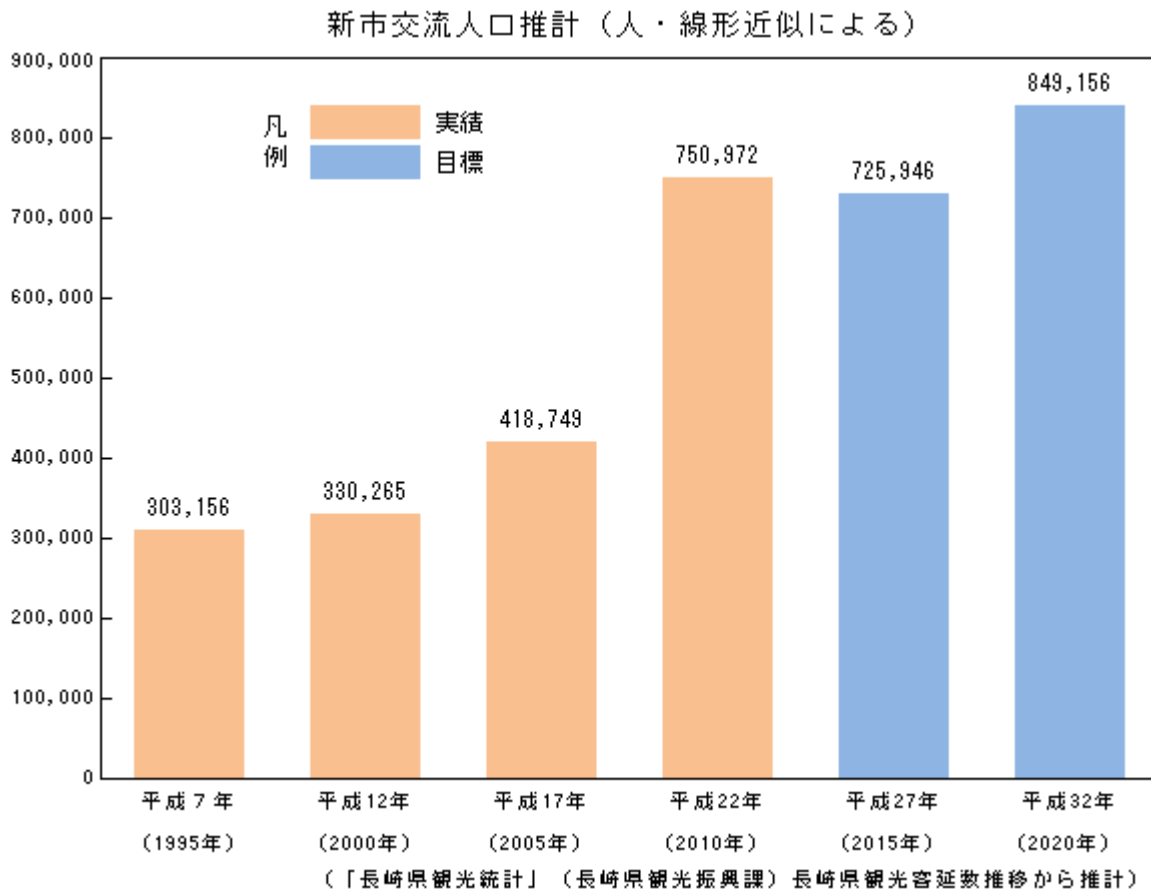
目標人口については、若年層の人口流出が県平均並に抑制されることを前提として、15～24 歳の 6 年目以降の社会移動率を県全体の水準に設定し、平成 32 年（2020 年）における総人口を約 22,000 人とします。



2. 交流人口

交流人口そのものを推計することは困難であるため、観光入込数を交流人口としてとらえ、平成 32 年（2020 年）までの交流人口（観光客延数）を、平成 7 年（1995 年）から 25 年（2013 年）の観光客延数の推移をもとに「線形近似」によって求めました。

ただし、平成 21 年（2009 年）の観光入込数については、鷹島肥前大橋の開通に伴う特需に起因するものであることから、翌 22 年（2010 年）から 25 年（2013 年）までの平均値に補正しました。



これによると、平成 32 年（2020 年）で 849,156 人と平成 20 年（415,001 人）と比較すると 43 万人あまりの増加が見込まれます。

観光客の増加による交流人口の拡大は、都市と地域との関係強化や地域経済の活性化など大きな効果をもたらします。

既に域内では各種体験型観光などを実施しており、今後も観光振興や交流事業などの取組みを強化することで、交流人口のさらなる上昇を見込み、当面の目標を年間 85 万人と定めます。

IV. 新市の基本理念

1. 基本理念

産業創造！ 次代へ漕ぎ出す松浦市

自然のめぐみを活かした「個性」きらめく
「交流」と「ぬくもり」のあるまちづくり

2. 基本理念の背景

「産業創造」は新市にとって不可欠なものです。雇用と経済的めぐみをもたらす産業の創造があつてこそ、活力ある心豊かなまちづくりが可能となります。基本理念においては、そうした決意を力強く宣言します。

新市を地理的に見ると、海を中心としてそれを取り囲むようなかたちで 1 市 2 町が存在しています。また、産業についてみても漁船漁業や養殖漁業及び日本有数の産地市場があるなど水産業関連の占める割合がたいへん高くなっています。

このように、新市においては「海」の存在感は圧倒的に大きく、人々の暮らしは海と共にあり、海からのめぐみを糧としています。

一方、農業分野においても、水稻、畜産、施設園芸を基幹とし、花き、花木、工芸作物等多種多様な取組みが活発に行われています。

このほか、自然のめぐみを活かした商工業や体験型観光も盛んであり、まさに自然は地域の大きな財産となっています。

新市は、そうした自然のめぐみを、他所にはない「個性」として捉え、それらを積極的に活用して新たな産業を創造することを目指します。

また、そうした産業の創造においては「交流」の視点を重視していきます。「交流」の主たるものは、新市の産品の都市部への出荷であることは言うまでもありませんが、漁業体験、農業体験のような体験型観光についても積極的に取組み、多くの人々に新市を訪れてもらいたいと思います。こうした人的交流は、経済的にも、また人々の意識の面でも、新市に大いなる恩恵をもたらしてくれることでしょう。

ただし、このような外部の人々との交流の前提には、迎え入れる側にあたたかいもてなしの気持ちの準備ができていることが必要です。そのためには、新市の市民同士も活発に交流し心をひとつにすることが大切です。こうした、「交流のための下地づくり」は、将来予想される西九州地域が一体となった福岡都市圏との交流の局面においても、新市の存在感を確かなものとする大きな力となるでしょう。

しかし、自然のめぐみを活かした産業の創造をするにせよ、さらにはそれらを活用した「交流」を促進するにせよ、その基本となるのは「人」の力です。新市の建設においては「人」の力を結集することがたいへん重要です。

それはあたかも船乗りが力を合わせて船を漕ぎ出す姿を思い起こさせます。新市の市民が一体となって、また市民と行政が協働して、これらの課題に取り組んでいかななくてはなりません。

新市は、そうした「人」の力を活用するために、「ぬくもり」のある福祉優先のまちづくりを進めていきます。市民一人ひとりの個性を尊重し、お年よりや子どもも安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことで、結果として「人」の力が新市にとって「新しい活力」となるものと確信します。

基本理念には以上のような想いが込められています。

3. まちづくりの方向性

“自然のめぐみ”を活かしたまちづくりのために、以下の5つの方向性を定めます。

(1) 産業創造で自立するまちへ、力を合わせて高らかに帆を上げます

新市誕生を機とした自立への強い決意を表す理念のもとに、産業の確立による地域力の強化を最大の目標とします。

新市の抱える課題として、主要産業である水産業や農業をはじめとした産業の強化、確立が求められており、地域の多彩な資源を活かしながら地域の人々の力を結集して産業化を進めることが重要です。次代の産業の創造、育成によって新市がよりたくましく自立し、積極的な将来展望を開くことができます。

先行きの見えない日本経済の中、地域間や海外との競争激化など決して楽観できない新市産業の現状にあって、雇用創出効果が大きい企業誘致などの産業振興策に加え、新市誕生を大きなチャンスととらえ、人々の力を合わせた地域力を最大限に活用しながら新たな産業の芽を育てていきます。

(2) 自然のめぐみを活かして新たな価値を生み出すまちづくりを進めます

住民アンケートでは海や大地の豊かな自然に対する誇りが強く、将来像についてもこれらを大切にしていくことが求められています。自然からもたらされる資源は市民や訪れる人たちの心と体を癒すだけでなく、健康づくりや住みよい環境づくり、良質で安全な食資源の供給など多彩に活用していくことが可能です。

こうした多彩な資源を活用しながら、地域の最大の財産である「人」の力を結集することで新しい価値を生み出します。

(3) 働く喜びに満ちた、若者の希望にあふれる地域を目指します

住民アンケートでは働く場としての産業振興や雇用の場を求める声が特に強くなっています。また、高校生など若年層においても、雇用の場の確保が地域に住み続けるための重要な要因としてとらえられています。

雇用を生み出す自立した産業の構築により、市民の働く喜びや豊かな生活の実感はより大きなものとなります。

住民の声を真摯^{しんし}に受け止め、雇用の場を確保、拡大するため、産業の構築を目指して様々な施策や計画を進めます。

(4) 人と地域の結びつきを強め、新たな内外交流の輪を広げます

様々な出会いや交流により市内外の人たちとの絆^{きずな}とふれあいをより広く、力強く結びつけていくための施策は、新市の活性化を図る上で重要な位置づけとなります。

特に、新市においては福岡都市圏をはじめとした都市部との交流拡大に努めながら、人や情報、物産などの魅力を積極的に発信していきます。

また、地域活力の根幹となる人口の流出防止、流入促進、人口増加を図るためには、都市にはない地域の魅力を高めるとともに、人々の出会いの場を創出する支援策も重要な視点と言えます。

さらに、地理的に至近である中国、韓国などアジアをはじめとした海外との相互理解の促進や産業・経済活動など、国際的な交流の輪も大きく広げます。

(5) 喜びと人々のぬくもりを感じる心豊かなまちづくりを進めます

住民アンケートでは安心できる暮らしに関する要望は強く、医療や福祉施策の充実、安全で快適な生活環境整備などによって、乳幼児から高齢者まで全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

その上で、心とからだを癒す自然のめぐみやそれぞれの地域に息づく伝統文化を守り、人と人の結びつきを強める地域コミュニケーションを大切にしながら、この地に暮らす喜びと人々の優しさやぬくもりを感じる快適で心豊かな新市を築いていきます。

4. 施策の基本方針

基本理念とそこから導かれるまちづくりの方向性をもとに、それらを実現する施策の展開として分野ごとに以下のような6つの柱を掲げます。

力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現

企業誘致等の産業振興はもちろん、新たな雇用を生み出す産業を創造、育成していくために、産業面における幅広い分野での積極的な振興策を推進します。

人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大

広域にわたる新市住民間はもとより、近隣地域など国内各地域との人や物、情報の交流を深めるとともに、国際的な視野を広げるための交流機会の拡大、国際交易の拡大など、新しい出会いや発見を生み出すための交流促進施策を推進します。

心豊かで健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療施策の充実

新市の福祉・保健・医療施策について、乳幼児から高齢者まで全ての人の健康で心豊かな暮らしを実現し、この地域で長く住み続けるための施策を推進します。施策の充実とともに、市民同士が助け合う優しさを育むまちづくりを進めます。

自然とともに暮らす快適な生活環境づくり

海に囲まれ、緑の中で暮らす地域の人々が、自然と共に安心して心豊かに生活するために、良好な住環境の整備や市民生活の利便性を向上させる生活環境の整備など、市民生活の安全性や快適性を向上する施策を推進します。

次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成

これまで各地域で守られてきた伝統文化を大切にしながら、地域の個性ある新しい文化を築いていくための次代を担う人材育成施策を推進します。

市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり

市民がまちづくりや行政運営に積極的に参画できるよう市民活動の支援施策を推進するとともに、効率的で効果的な行政サービスを提供するための体制を強化します。

A3 ページ別途挿入

※ 別ファイル参照

A3 ページ別途挿入

※ 別ファイル参照

1. 力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現

新市が真の意味で自立、発展していくためには、産業振興のための様々な取組みを進めていくことが重要です。しかし、先行きの不透明な日本経済の現状にあつては、雇用創出効果が大きい企業誘致などの産業振興策に加え、これまでとは視点を変えた発想で産業の振興を図る必要があります。

地域に住む人たちは歴史的にみてもチャレンジ精神が旺盛です。自らの力で新たな可能性に向けて挑戦し、活気あふれる力強い産業、新しい産業を創造していくことが重要です。

新市においては、地域の資源を活かした新しい価値の創造という視点から水産業や農林業など地域の主要産業を見直し、さらなる振興策を充実し、雇用の場の確保・拡大を支援します。

また、近年健康的でゆとりある生活、やすらぎを求める都市住民のニーズが高まり、域内においても豊かな地域資源を活かした、都市と農山漁村の共生・対流が推進されていますが、更に水産業及び農林業、商工業、観光などの産業間連携を強め、人や情報の交流による新たな価値の創造を促進し、事業者の意欲を高めまちの賑わいを生み出す支援策を充実します。

さらに、新たな地域産業の芽を支援するための施策を充実し、新産業の育成と確立に向けた取組みを強化します。

新市の産業振興を図るためには、広域的な高速交通基盤の整備はきわめて重要な課題でありその効果が極めて大きいことから、西九州自動車道の早期実現に向けた取組みを一層強化します。

※都市と農山漁村の共生・対流とは、農林漁業体験や田舎暮らしなどの都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人・物・情報」の循環する状況の中で産業の振興や地域の活性化を図っていくことです。

主要施策の構成

(1) 豊かな海の資源を活かす水産業の振興

(2) 良質で多彩な資源を活かす農林業の振興

(3) 新しい地域の魅力を発信する観光産業の振興

(4) 賑わいと新たな価値を創り出す商工業の振興

(5) 地域の活力を生み出す産業の創造と育成

(6) 産業の活力を引き出す西九州自動車道の整備促進

(1) 豊かな海の資源を活かす水産業の振興

新市においては、広く海に面し、対馬暖流と変化に富む海岸線の好条件のもとで数多くの魚介類に恵まれ、各地域で多様な漁船漁業や養殖業が営まれていることなどから、水産業の振興は大いに力を注ぐべき分野であるといえます。

特に高い評価を得ているトラフグ、ブリ、クルマエビに代表される養殖魚やアジ、サバなど全国的にも誇れる素材を活かして、さらに大きな付加価値を生み出すための施策を強化します。

水産業は安定的な供給が重要な課題であり、いそ焼けの回復に向けた藻場の整備とともに、築いそや魚礁の設置による漁場整備を行います。また、船舶の停泊や防波など従来の漁港機能に加え、養殖場支援などの機能を持つ漁港の整備及び漁業施設拡充など、一体的な水産基盤の整備を進めます。さらに、栽培漁業や資源管理型漁業の推進による長期的な資源を増やす取組みを進めるとともに、水産物を安定して生産するため、漁場保全に努めます。

同時に、安定した水産業経営のための漁家支援策を推進し、漁村生活環境の整備、後継者対策などへの取組みを推進します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①次代を担う人材の確保・育成

地域の漁業は、経営体の減少、漁業従事者の高齢化、後継者不足といった問題を抱えており人材の確保・育成が緊急の課題になっています。

そのため、漁協等関係団体と連携を図り、漁業が経営的にも魅力のある産業であることを発信して新規就業者を募り、漁業経営に関する講座開催、漁業現場での実務研修制度を整備し、チャレンジ精神旺盛な人材を育成します。

また、新たに漁業を始める人の受入先や新しい事業の導入主体として意欲ある経営体の育成を推進します。

②水産物の高付加価値化・販売力強化

高度な技術で生産を行うトラフグ、ブリ、クルマエビをはじめ、日本有数の水揚げ量を誇るアジ、サバなどの水産物について、漁協や魚市場等と連携を図りながらブランド化などその知名度向上や需要の拡大に取り組みます。

水産加工については、水産物の付加価値をより高めるため、加工施設の近代化や加工技術の高度化などによって魅力ある商品づくりを支援します。

このほか、これまで未利用であった水産物の活用を図り、新たな特産品開発を推進します。

また、^{*}インターネットによる水産物や水産加工品の販売など、直接消費者のニーズ

を把握した上での販売戦略をはじめ、多様化する流通形態に対応した販路拡大を推進するとともに、直販物産販売施設等の整備やグルメ商品開発など食を通じた観光振興にも活用します。

さらに、新市一帯は福岡都市圏などからの釣り客が多く訪れており、1年を通じた釣り観光のメッカとして関連施設の充実を図ります。

※インターネットとは、コンピューターの相互接続によりできあがった世界規模のネットワーク（コンピューター通信網）のことです。

③安全・安心な流通体制の整備

食の安全性への関心が高まる中で、新鮮さや品質を損なうことなく消費市場へ届けるための集出荷体制や鮮度保持施設を整備します。

また、流通過程においても高度な衛生管理体制の整備によって、衛生面や鮮度など品質保持に努め、安全な水産物を供給する産地として消費者に安心感をアピールすることで、水産物の付加価値を高めます。

④養殖業のブランド化へ向けた支援

既に市場で高い評価を得ているトラフグ、ブリ、クルマエビなど養殖魚の地域内での消費を拡大するとともに、生産技術の一層の高度化によってブランド化推進を行い、付加価値向上を目指します。さらに、陸上養殖や沖合養殖など養殖場の拡充や、高級魚など新たな養殖魚種への取組みも推進します。

<主な事業例>

おさかな海道 推進事業	物産館や海の駅など各地域の物産施設をネットワーク化し、トラフグ、ブリ、クルマエビ、アジ、サバなどの地域の天然、養殖水産物のPRや販売を強化するとともに、メニュー開発や加工品開発を支援します。
近隣地域 流通強化事業	福岡都市圏をはじめとして、佐賀県など周辺地域にも域内水産資源流通を強化し、一帯の知名度の向上による観光客誘引や資源付加価値の向上に努めます。
水産物流通 高度拡大事業	鮮度と品質を保つ輸送や効率的出荷体制を再構築し、安全性と鮮度を重視した水産物供給基地としての地位を確立します。
養殖業拡大事業	一定の評価を得ている地域の養殖水産物のさらなる充実と拡大を図るために、新たな養殖技術、養殖魚種の開発や導入、魚場の保全などについての研究支援を進めます。
漁業経営構造 改善事業	栽培漁業センターの設置や沿岸、陸上双方での水産資源保護、増加のための環境整備など、次世代の水産資源の安定確保を図ります。
海洋環境保全事業	沿岸海域の環境保全や陸上での植樹など一体的な取組みによる沿岸漁業資源の拡大と、着底基質の設置や海底汚泥、廃棄物回収等、水産資源の安定確保を図る環境整備を進めます。
水産基盤整備事業	自然環境に配慮しつつ多様な機能を有する漁港と、資源育成のための漁礁を設置し、生産量の増大を図るとともに、安全、快適な漁村環境づくりを進めます。

(2) 良質で多彩な資源を活かす農林業の振興

地域の農業は、中山間地域や島嶼^{とうしょ}地域が広がる中で多種多様な生産が行われ、美しい棚田の保全や、畜産における良質堆肥の生産など、地域の特性が活かされ、米や野菜、果物などは、味がよく良質であることが特徴です。

ただし、経営環境においては、農家の減少や零細、高齢化、後継者不足など、厳しい状況にあるため、生産者の経営安定化や後継者の育成などの支援策や、農林産物への被害や生活環境の悪化をもたらす有害鳥獣の駆除対策等、農村環境の整備を推進します。

一方、効率的な生産を実現する基盤整備は着実に進捗しており、水稻をはじめ施設園芸、花木、葉タバコなどが作付けされていますが、さらに整備地区での生産性の高い営農を推進していきます。

農業産出額の比率が高い肉用牛については、繁殖経営が中心で県下有数の子牛生産地域となっていますが、飼養規模の拡大や生産コスト削減などで経営基盤の強化を図り、さらなる肉用牛生産体制の確立を目指します。

また、消費者の健康志向や食への関心は高まっており、食の安全が重視される中で、品質の向上や優位点の情報発信など付加価値向上策への取組みを強化すると同時に、販路拡大を支援します。

森林・林業においては、森林の有する水源かん養機能や国土保全機能など多様な機能が持続的に発揮されるよう森林の整備、及びこれから伐期を迎える林業生産の振興により林業木材産業を活性化します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①多様な担い手の確保・育成

農業の多様な担い手確保のために、就農支援センターなどと連携を図りながら、研修制度や魅力紹介などを通し、担い手の受入を進めるとともに、既に農業に従事している人については、意欲を高めるための技術講習や消費者ニーズの情報提供を進めるほか、機械利用組合や農作業受委託組織等集落営農の取組みへの支援策を推進します。

さらに、安定した経営基盤強化のための経営改善支援センターの活動強化や認定農業者等担い手の組織充実及び農業法人化を促進するとともに、農地の集積や農地流動化策など経営規模の拡大に向けた支援策によって経営体質の強化を図ります。また、女性農業者は、農業経営、農業生産活動全般にわたり重要な役割を担っていることから、女性が持つ感性、能力を発揮しながら地域社会へより一層参画するための支援策を推進します。

②基盤整備後の新たな営農の展開

土地基盤は各種事業を活用し着実に進捗してきており、今後は各地域の特性に応じた土地利用や導入作物、営農体制を検討し、生産性・収益性の高い魅力ある営農の展

開を目指します。

特に、平成 14 年度に完了した国営農地再編整備事業及び現在実施中の県営中山間地域総合整備事業で整備される農業施設と、ソフト施策を連携し、担い手の育成・支援を図ります。

また、基幹農道である広域農道を活用し、農業振興、農村地域の定住促進及び農村地域間の交流促進を図ります。

③農産物の高付加価値化・販売力強化

多種多様な生産物や産地特性を活かし、J A など農業団体との連携を深めながら消費者ニーズに対応した高品質な農産物生産の支援や多様な加工品開発などを通じて、地域農産物の付加価値向上のための施策を推進します。

また、販売力強化のために地域農産物の安全性や多様性、良好な自然環境で育まれた美味しさなどの情報発信を行うほか、インターネットによる農産物や農産加工品の販売など多様化する流通形態に対応した販売戦略を推進します。

さらに、物産販売施設等の整備やグルメ商品開発など食を通じた観光振興にも活用します。

④肉用牛生産体制の強化

繁殖経営が中心の生産体制をさらに強化するために、優良種雄牛等を活用した雌牛群の整備と良質な子牛の生産地としての地位を確立し、生産農家の所得の向上や銘柄の確立、消費の拡大などより収益性の高い生産体制を確立します。

生産農家の生産コスト削減及び荒地対策や景観保持のために、多く点在する未利用野草地や休耕田などへの放牧を推進します。

また、畜産全般の課題でもある糞尿処理の問題については、平成 16 年 11 月から完全施行された家畜排せつ物法に対応できる施設の整備を支援します。

⑤森林の整備と地域材利用の促進

林業の活性化と水資源のかん養や自然災害防止等森林のもつ多面的な機能の発揮により、地域環境の保全を図ることとし、林道・作業道の基盤整備を行い、間伐を主体とした森林整備を推進します。

また、人にやさしい健康的な建築資材として地域木材を公共施設や住宅建築に積極的に活用することで、森林・林業、木材、生活などが地域で持続的に循環する地域社会のしくみをつくります。

さらに、間伐材や端材等を有効に活用する木質バイオマスの利用を推進します。

※バイオマスとは、有機物をエネルギー源として活用するもので、燃焼による発電が可能なほか、アルコール発酵やメタン発酵などによる燃料化などが可能です。

<主な事業例>

担い手育成支援事業	次代の農業を担う人材を育成し、農業技術に関する研修や新たな担い手の受入などを支援します。
地域農産物販売強化事業	各地域の物産施設をネットワーク化し、味のよい地域野菜のPRや販売を強化するとともに、自然食メニューの開発や加工品開発を支援します。
畜産業振興事業	畜産農家の効率的経営を図るため、省力化された生産体制の確立を図ります。
広域循環型農村整備事業	耕畜連携の農業の活性化、資源循環、環境保全農業の確立を目指します。
経営構造対策事業	高齢、零細化が進む農家の生産体制強化のために機械化の促進や直売所の設置、新規就農支援策の充実など経営体質の強化を図ります。
農業基盤整備事業	土地改良や水源の確保など、安定的な生産体制維持のための基盤整備を進めるとともに、基幹的な農道を整備することで農村地域の定住促進を進めます。
生き生きふるさとの森林再生事業	水資源のかん養など地域環境の保全のために、間伐等の森林整備を行うとともに、作業効率を高める林道開設、作業道開設を進めます。

(3) 新しい地域の魅力を発信する観光産業の振興

観光は都市部に住む人と地域が直接ふれあい、交流する機会をつくるものであり、それだけに施策の充実が即座に地域の活性化につながります。訪れる人に喜びや感動を味わってもらうために、地域が一体となってもてなしの心を持って取り組んでいくことが重要です。

地域には美しい自然景観や貴重な歴史資源が数多く点在しており、自然公園を整備し、またこの地域ならではの食材や加工技術が活かされた食文化や多数の文化財等を観光資源として活用しながら、域内を結ぶ観光ルートづくりを推進するとともに、様々な観光メニューを充実させることにより滞在型観光の強化を図ります。

より多くの観光客を誘致し満足度を高めるために、関係団体等と連携を図りながら、観光産業の活性化を図るとともに、産業間連携による総合的な観光サービスの充実を推進します。

また、これまでの観るだけの観光から、体験し、味わう観光へと観光客の嗜好は変化してきており、観光客のニーズを満たす取組みを強化することが重要です。当地域においては既に体験型観光を推進していますが、今後とも民間団体等との連携を図りながら、さらに地域の魅力を体感する観光メニューを充実します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①地域におけるもてなし施策の推進

積極的な観光客誘致策とともに、受入体制についてもハード、ソフト両面で整備を

進める必要があります。

質の高いサービスを提供する飲食や宿泊施設を充実するとともに地域産品などの物販施設の整備を推進します。

また、観光産業に携わる人はもちろん、新市をあげて訪れる人を歓迎する意識を高めるために、誘導看板の拡充をはじめ観光案内サービス強化などのもてなしの心の醸成へ向けた取組みを強化します。

②新しい観光拠点づくり施策の推進

地域の観光については、これまで知名度、入込数などの面において県内他地域に先行されていましたが、地域の豊富な資源を活かした新商品開発や新市の各地域を巡り唐津、平戸方面等へと結ぶ観光の新ルート開拓を推進し、旅行業界への積極的な営業展開などによって新たな観光拠点づくりに取り組みます。

また、近隣には平戸やハウステンボス、伊万里・有田地区など多くの観光客を集める地域が存在するため、これら観光客の誘引や近隣地域との連携を強化します。

さらに、各地域の魅力的な観光メニューを充実することにより、新市における滞在時間を拡大するための取組みを強化し、宿泊観光客の増加を図ります。

③西九州自動車道開通を視野に入れた福岡都市圏の観光客誘致の強化

新市は、長崎県内で最も福岡都市圏に近い距離にあり、その至近性や魅力を積極的にアピールし、伊万里市や有田地域、唐津市等との広域連携を図りながら、より多くの観光客を誘致します。

観光行動の主流は自動車利用となってきたことから、西九州自動車道開通も視野に入れながら、長崎県の東の玄関口として魅力向上や情報発信機能の強化を図ります。

④体験型観光による農林水産業との連携推進

主要産業である農林業や水産業を活用した加工品の製造、販売支援など、異業種の連携を深めることで産業の複合化を図るとともに、農林業や漁業の体験型観光を推進し、地域資源を総合的に活用した観光産業の活性化を図ります。

農漁村と都市との交流を深めるグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムを推進し、生産者所得の向上や就業機会の拡大を図ります。また、貴重な体験を通して、地域の農業や漁業の魅力及び資源の大切さを多くの人に理解してもらうことで、農漁村環境や地域独特の文化などの維持や継承を図ります。

体験型観光については、地域の豊富な自然資源やエネルギー産業、多彩な文化、郷土芸能など地域の特性を活かしたメニューを開発し、交流人口の増加による活性化を目指します。

既に民間主導において各種の体験型観光メニューを実施している地域もあり、今後ともさらに積極的に旅行会社や全国の教育機関への修学旅行誘致などの営業活動を支援

します。

※グリーン・ツーリズムとは、都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごそうとする旅行形態です。ブルー・ツーリズムは、同様に漁村での滞在型の余暇を過ごそうとする旅行形態です。

<主な事業例>

宿泊施設充実事業	滞在型観光を促進するために魅力ある公営宿泊施設の整備や民営化等を推進するとともに、民間事業者との連携を深めます。
広域観光誘導看板整備事業	福岡都市圏や佐賀県、佐世保市方面から新市への観光誘導看板を要所に設置し、観光客誘引を図ります。
公園整備事業	観光客や市民の憩いの場、レクリエーションの場として自然景観等を活かした公園の充実を図ります。
観光ルート整備事業	域内の自然公園や文化財等の観光資源を結ぶルート開発とサイン等を整備します。また、観光地に囲まれた地域の特性を活かした案内機能の強化や立寄施設の充実を図ります。
観光PR推進事業	長崎県下の新たな観光拠点として、福岡都市圏をはじめ全国へ情報発信するとともに、旅行会社との連携など積極的な観光営業活動を進めます。
佐賀県北西部観光連携事業	伊万里、有田地区など佐賀県北西部の観光地と連携した観光宣伝活動など県域を越えた広域的な観光エリア形成を図ります。
飲食観光強化事業	鷹島のトラフグ、福島のクルマエビ、松浦の旬あじ、旬さばなどの水産物とともに地域の野菜等を活用した飲食観光メニューを充実し、グルメ観光スポットとして観光客を誘引します。
グリーン&ブルー・ツーリズム推進事業	農村や漁村での体験観光や宿泊滞在を通じた都市との交流促進や生産者所得の向上などを図ります。
体験型観光推進事業	地域の資源を活かした様々な体験型観光メニューで、交流人口の拡大を図ります。

(4) 賑わいと新たな価値を創り出す商工業の振興

地域の商業の現状は、佐世保市や伊万里市など近隣地域に対する競争力の低下や中心市街地における空き店舗の増加などの問題を有しています。工業については、繊維製品製造業や食料品を中心とした零細事業者が多く、特に繊維製品については中国など海外との競争激化や製造拠点の海外流出傾向などの影響によって経営状況については厳しい状況となっています。

地域の商工業の振興のために、市民生活の利便性向上と市街地の賑わい創出のための商業環境整備や、異なる産業分野の連携による新たな価値の創造など、地域の持つ商工に係る資源の有効な活用策を推進します。

また、地域の商工関係団体との連携を図りながら、経営者支援策の充実や第一次産

業における地産地消運動との連携などによる商工業の活性化と総合的な振興策を充実します。

このほか、域内の工業団地等への企業誘致とともに、既存誘致企業や石工業などこの地域の伝統産業への優遇策等を含む支援を推進し、雇用拡大に向けた取組みを強化します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①企業誘致の推進

地域の活性化や産業振興、雇用開発に効果が大きい企業等の誘致を積極的に推進します。

そのための受入体制の整備や誘致活動の取組みを強化するとともに、近隣地域における企業誘致の情報収集などを行います。

②商店街個性化施策の推進

各地域に点在する商店街の魅力づくりを支援し、近隣住民などにとって快適性と利便性の高い環境を整備します。

個性あふれる街並みの形成や交流の場づくりを進め、訪れる人がそれぞれの個性を楽しめる商店街活性化策を推進します。

③異業種交流・産業連携による新事業・新商品開発支援

地域資源を活かした商品開発や新事業開発のために、農林水産業や製造業、商業、サービス業などの産業間連携と異業種交流を促進し、新たな価値の創造・育成を支援します。様々な産業交流会の開催などを通して、地域産業の活性化を促進する出会いと交流のための取組みを強化します。

<主な事業例>

まちなみ景観整備事業	商店街を活用した特色あるまちなみや商業空間を整備し、新市全体の回遊性を高める商業振興策を進めます。
地産地消推進事業	地域産品の地域内での消費を推奨するとともに、観光客への地域産品販売強化などの消費促進などを進めます。
地域産業「匠」登録制度	地域産業の職人、技能者を「匠(たくみ)」として登録し、後継者育成や体験型観光への活用などを図ります。
地域資源活用新商品開発支援事業	地域資源を活用した加工品開発や、地域で産出される石材の端材や間伐材などの有効活用の推進を支援します。
地域物産販売強化事業	地域物産の販売拡大のために、都市部などでのニーズの把握を強化するとともに、通信販売、インターネット販売など多様な販売展開を支援します。

(5) 地域の活力を生み出す産業の創造と育成

地域資源を活かした産業として現在の主要産業である水産業や農業の振興とともに、新しい産業の芽を育てる施策を強化します。

情報基盤や高速交通体系などの社会基盤の整備など産業活動を支援する施策とともに、地域の実情に即した新産業分野の研究や起業化支援、既存資源の新たな価値の創造など幅広く産業育成への取組みを強化していきます。

また、地域における^{※1}コミュニティビジネスを推進するために、^{※2}NPOなどの団体育成や連携を強化し、地域課題の解決と地域産業、経済の活性化の両立を図ります。

※1 コミュニティビジネスとは、福祉やまちづくりなど様々な地域課題をビジネスチャンスとしてとらえ、NPOや地域の民間企業、市民起業家などが行政と連携しながら、ビジネスの手法によって解決を目指すことです。公益性があり地域の社会貢献を目的とした事業活動の推進によって、雇用の創出や経済の活性化を図ります。

※2 NPO (Nonprofit Organization) とは、公益的活動を行う非営利の民間組織のことです。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①エネルギー産業を軸とした環境産業の育成と研究支援

新産業創造、育成の大きな可能性として、地域が持つ火力発電所やLPG基地などエネルギー関連施設を活かした産業振興策を推進します。

エネルギー問題は今後ますます重要度が増すことが予想されるため、新市ではこうした立地特性を活かした新エネルギー研究やそれに関連した省資源・循環型社会実現のための環境産業の育成に積極的に取り組みます。

エネルギーや環境関連機関の誘致や起業化支援などを積極的に進めるとともに、地域特性を活かして農業と環境産業の融合などこの地域ならではのエネルギー産業、環境産業創造のための研究について支援していきます。

②港湾施設、伊万里湾を活かした国際的な産業連携の推進

海に囲まれた地域の特性を活かし、港湾の活用による国際貿易の推進や検疫機能の強化、域内各港湾の連携強化など、伊万里湾を活用した国際的な産業振興を推進します。

特に地理的に近い中国、韓国をはじめとしたアジア地域やこれまで交流を深めてきたオーストラリアなどとの関係をさらに強化し、国際港としての機能を有効に活用しながら、国際的な産業連携を深めるとともに、地域物産の輸出拡大などによる産業の国際化を支援します。

③地域コミュニティビジネス支援の推進

市民の起業家精神を高め、地域課題の解決と地域経済の活性化を両立するコミュニティビジネスの積極的な推進を図ります。

福祉や観光、まちづくり、ものづくりなど様々な分野での地域課題をビジネスとしてとらえ、地域の課題は地域で解決するという考え方のもと、NPOや地域の民間企業、市民起業家などとの連携を深めます。

特に、福祉施策については、高齢化が進む地域の実情を踏まえ、NPOや民間事業者との連携強化を図りながら、福祉産業の総合的な振興・育成を推進します。

<主な事業例>

新エネルギー産業育成事業	火力発電所の人材、技術、自然資源などを活用した新しいエネルギー研究など環境産業の育成と、火力発電所石炭灰再資源化研究など省エネルギー時代の循環型社会の実現を図ります。
アジア国際貿易推進事業	地理的に近い中国や韓国などアジア地域との人的、物的交流を拡充し、港湾を活用した国際貿易振興策を推進します。
新産業育成・支援事業	地域の資源を活かした新産業、起業家を支援し、新市の新しい産業の芽を大切に育てます。
民間福祉事業者連携・支援事業	民間福祉事業者の支援や連携を深めるとともに、新規福祉事業参画を促すNPO等の設立支援などを行います。

(6) 産業の活力を引き出す西九州自動車道の整備推進

自然のめぐみを活かした産業創造の実現には農林水産物や加工品等の輸送コストの低減、消費者ニーズに即応した素早い供給による産地間の競争力強化は不可欠です。

新市と福岡市をはじめとする九州の主要都市や本州との高速交通による時間短縮や定時性の確保を図る上で、広域的な高速交通体系の確立のための高規格幹線道路の整備は極めて重要な課題です。

そのため、現在進められている西九州自動車道の早期実現に向けた取組みを一層強化するとともに、開通に伴い企業等進出の可能性がさらに高まることが予想されることから、今の段階から積極的な誘致活動等を図ります。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

○西九州自動車道早期実現に向けた施策の推進（産業基盤）

西九州自動車道の早期実現のため、これを活用したあらゆる産業の振興策に取り組みます。

新市の主要産業である農林水産業については、トラフグ、ブリ、クルマエビ、アジ、サバなどの水産物や、味のよい野菜や果実、肉用牛など多種多様の安全・安心な農産物を品質や鮮度を保ちつつ、より素早くより広範囲の消費市場へ届けるための流通拡大支援策を推進します。

観光産業については、全国各地から観光客の誘引を図るため、西九州自動車道を活かした地域の観光ルートやメニューを充実するとともに観光情報を全国へ発信するなど観光振興策を強化します。

商工業については、生産や物流拠点機能の強化を図るとともに、広域的な高速交通体系を活用した振興策の情報提供や相談体制の充実を図り、生産から流通まで迅速かつ円滑な物流体系の確立に向けた取組みを支援します。

また、西九州自動車道と港湾施設の連携を深めながら、海外を含めた広域的な物流戦略を構築します。

<主な事業例>

企業等誘致活動 強化事業	西九州自動車道の開通等を見越して、新市の立地的な魅力や可能性の高さを広く情報発信し、企業等の誘致に向けた活動を強化します。
西九州自動車道建設 促進事業	伊万里松浦道路の事業促進に向けた働きかけなど、産業振興のための西九州自動車道の全線早期開通に向けた取組みを強化します。

2.人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大

人の交流だけでなく、情報の交流や物流など様々な分野での内外交流を拡大することで地域の活性化が図られます。

地域の様々な個性が集まり交流することにより大きな地域力を発揮することが可能となります。相互理解を深め、一体感を醸成する市民交流事業を拡大し地域の活力を高めます。

さらに、市民が強く結びつき一体となって魅力あるまちづくりを推進しながら、地域を知り、訪れてもらうための情報発信や地域連携を強化します。

国内にとどまらず海外との交流を深め、様々な国や地域との連携を図りながら産業や観光など活気に満ちた地域づくりを進めます。

積極的な交流を支えるために、交通基盤や情報基盤の整備を推進します。特に、新市内のみならず新市と他県の広域的な交流を促進する西九州自動車道の早期開通への取組みや港湾施設の充実など広域交通体系の構築を推進します。

主要施策の構成

(1) 地域の一体感を醸成する市民交流の拡大

(2) 相互理解を深める地域間交流の拡大

(3) 視野を広め国際感覚を育む国際交流の拡大

(4) 交流拡大のための基盤整備の推進

(1) 地域の一体感を醸成する市民交流の拡大

市民の相互理解が深まることで、市民一人ひとりのよりよい新市づくりへの参画意識も高まります。広範囲にまたがる新市住民の一体感を醸成するため各地域間の市民交流事業や各種催しの充実などを推進します。

<主な事業例>

市民交流事業	各地域においてスポーツやレクリエーション、文化発表会など多彩なイベントを開催し、新市民交流の場を提供します。特に、次代を担う若者の交流の場の充実に努めます。
--------	--

(2) 相互理解を深める地域間交流の拡大

新市と福岡都市圏をはじめとした国内他地域との交流を積極的に拡大し、新市をより多くの人たちに知ってもらうための事業を推進します。各市町において進められてきた国内の交流都市事業^{*}については、新市においても継続します。

地域間交流の中で、特に近隣地域については、平戸やハウステンボス、伊万里・有田地区など全国的に集客力を誇る観光資源が点在しており、通過観光客等を誘引する施策を充実するとともに、市域や県域を越えた交流と連携によって地域の魅力づくりを進めていきます。観光面に限らず、近隣地域との様々な交流事業を展開し、より大きな地域力を創造していきます。

※各市町の国内交流都市事業は、以下の市町と交流を深めています。

- ・福島町…北海道福島町、長野県木曾福島町
- ・鷹島町…北海道鷹栖町、秋田県鷹巣町、山形県白鷹町、東京都三鷹市

<主な事業例>

地域情報発信強化事業	[*] アンテナショップの設置やインターネットによる情報発信など、都市部での地域情報を広める事業を進めます。
国内都市交流推進事業	各市町において進められてきた国内交流都市事業などの範囲を拡大するとともに、地域でのホームステイ事業を積極的に推進します。

※アンテナショップとは、新商品などを実験的に売りだし、消費者の反応からニーズなどを探ることを目的とした店舗のことです。販売目的だけでなく情報の受発信を目的としています。

(3) 視野を広め国際感覚を育む国際交流の拡大

市民の国際感覚の醸成や産業振興のために積極的な国際交流施策を推進します。市民交流としてのホームステイ事業^{*}の拡充や国際教育の推進、交流機会の充実とともに、

経済・産業分野での国際交流事業への取組みを強化します。

これまで各地域において進められてきた国際交流の実績を活かし、オーストラリア・マッカイ市やモンゴル・ホジルト市との関係をさらに強化するとともに、新しいパートナーづくりとして地理的に近い中国や韓国をはじめとしたアジア地域との交流を深めるための取組みを強化します。

※ホームステイとは、外国人留学生など他地域に住む人が、地域の一般家庭に滞在し、広く生活体験をすることです。

<主な事業例>

国際交流支援事業	国際ホームステイの実施や交換留学、国際友好交流事業など人的交流事業を支援します。
国際姉妹都市交流拡大事業	オーストラリア・マッカイ市やモンゴル・ホジルト市など姉妹都市との交流事業を拡大するとともに新たな姉妹都市提携を積極的に進めます。
アジア地域交流拡大事業	アジア地域との産業、経済交流を拡大するために、地域資源や産業の情報発信や経済交流イベントの開催など、アジアとの関係を深める事業を進めます。

(4) 交流拡大のための基盤整備の推進

新市の交流を促進するための道路や港湾等の各種基盤整備とともに、公共交通機関の拡充や情報網の整備によって積極的な交流活動を支援します。

さらに、広域的な交流を促進する高速交通体系や港湾施設などの整備・拡充についての取組みを強化し、新市と国内外の様々な地域との交流促進を図り、産業活動や国際的な交流を支援します。

また、利便性の向上だけでなく、安全性や快適性、話題性のある交流基盤を整備し、市民とともに訪れる人に対して地域の魅力を発信するまちづくりを推進します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①国際港機能の強化と有効活用

国際港機能としての松浦港をはじめとした港湾機能の強化を目指し、人や物の交流を拡大するための基盤整備を推進するとともに、水産物をはじめとした地域の生産物等の輸出など交易拡大に向けた取組みを強化します。

また、隣接する伊万里港や博多港との機能分担や、広域的な交通体系における港湾施設の活用策など、長期的な機能強化戦略を構築するとともに、国際港としての重要性を高めるために、国策プロジェクトの導入に向けた取組みを強化します。

さらに、水深が18mと深く、入口が3ヵ所ある伊万里湾の天然の良港としての優位点を積極的にアピールするとともに、接岸や積荷の保管などにおいて国内や海外の港

湾との競争力を高める受入体制を整備します。

②西九州自動車道早期実現に向けた施策の推進（交流基盤）

西九州自動車道は、新市の交流圏を飛躍的に拡大するとともに、広域にわたる新市内での交流を盛んにする効果が期待されます。

交流で最も重要なものは人と人との交流であり、市民が他の地域の人々との交流を深めるには、時間短縮や快適性の向上を図ることが重要であり、広域的な高速交通体系の確立のための高規格幹線道路の整備は極めて重要な課題です。

西九州自動車道の全線早期開通を願う地域住民の期待に応え、福岡都市圏など近隣地域との交流を一層深め、さらに九州の主要都市や本州との交流を拡大するため、早期実現に向けた取組みを一層強化し機運を盛り上げます。

③道路・海路公共交通体系の充実

新市は、高速交通体系の確立が遅れている中で、合併によって行政区域が拡大します。陸路においては佐賀県伊万里市などにより隔たれているため、市内の各地域を緊密に結び、かつ県域を越えた連携を強化する総合的な道路ネットワークの構築が重要な課題です。鷹島肥前大橋（仮称）が開通すると、一部離島を除き1市2町全てが陸路で結ばれることになるため、道路交通ネットワークの充実はますます重要となります。また、海路についても、移動時間の短縮や地域間交流の促進を図る観点から、海上交通ネットワークの充実として高速巡回船の就航などの検討を進めます。

国道・県道の改良や幹線市道の新設改良、市街地におけるバイパス道路の新設、西九州自動車道及びそのアクセス道路網等の早期実現への働きかけを進めるとともに、各地域の生活道路の整備を推進します。各地域間の移動時間を短縮し交流の拡大を図るとともに、地域の実情に合った道路環境の整備を行い、歩道の整備など安全性の向上に努めます。

さらに、市民の外出時における利便性を高めるために、地域の実情や需要をみながら、松浦鉄道やバス、海上交通など各地域を結ぶ公共交通体系の充実を推進します。特に福島町地域や鷹島町地域については、海上交通の利便性の向上を図ります。

④道路沿線個性化施策の推進

海や山、島々、棚田など多様な表情を見せる地域の自然景観の中で、特に美しい良質な景観地点を選定し、ベンチや休憩駐車スペースを設置することなどにより立ち寄りやすい環境をつくり、地域の魅力を伝え、楽しめる道路環境を整備します。

また、地域の特性を活かしながら、テーマに沿った特定街路整備区間を定め、個性的な演出や連続した特定樹木の街区など、魅力あふれる道路沿線整備を推進します。

さらに、広域にわたる新市の一体感を示す共通デザインのサインや誘導看板を充実し、訪れる人の印象に残る地域づくりを推進します。

<主な事業例>

国際港機能強化事業	国際港としての機能や港湾施設、設備の機能を強化するための基盤の整備や活用策を拡大する調査研究事業を推進します。また、国策プロジェクトの導入に向けた働きかけを強化します。
西九州自動車道建設促進事業【再掲】	伊万里松浦道路の事業促進に向けた働きかけなど、産業振興のための西九州自動車道の全線早期開通に向けた取組みを強化します。
道路交通網整備事業	新市の一体感や域外との交流を促進するため、国道や県道、市道、農道等を整備し、総合的な道路交通ネットワークを構築します。
海上交通充実事業	福島地域や鷹島地域と松浦地域を結ぶ海上交通ネットワークを充実し、高速巡回船の導入など検討を進めます。
市内公共交通体系整備事業	市内各地域を結ぶバスや海上交通の運行支援など交通網の充実に努めます。
景観ポイント整備事業	景観ポイントの整備やテーマを設定した個性的な街路区間など市民や訪れる人が楽しめる景観ポイントを整備します。

3. 心豊かで健やかに暮らし続けるための 福祉・保健・医療施策の充実

子どもたちの明るい未来を切り開き、豊かで明るい長寿社会を確立するために、乳幼児から高齢者まで、全ての人の健やかで充実した暮らしの実現に向けた福祉と健康づくり、医療の取組みを強化します。

福祉施策については、合併にかかわらず構成各市町とも様々な事業を進めてきましたが、新市においてはこれまで行われてきた施策を充実します。

市民の健康づくりについては、国が推進する「健康日本 21」の理念を積極的に取り入れ、「自分の健康は自分でつくり、守る」という考え方のもと、心とからだの健康を促進する支援策を充実します。また、総合的な保健体制の充実や健康に対する正しい知識や意識を高める取組みを推進します。

医療については、市民にとって身近な病院、診療所から高度なサービスを提供する医療機関まで、利用者のあらゆる医療ニーズに応える施設やサービス、人材の充実を図ります。

福祉・保健・医療の充実とともに、全ての人が健やかな地域社会を実現するために、これからの地域社会は市民一人ひとりが自立と相互扶助の精神で支え合うことが重要です。市民と行政が協働で人にやさしいまちづくりを推進するために、NPO など民間団体との連携やボランティアの人材育成を推進します。

さらに、福祉・保健・医療の連携を深め、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域ケアの充実を図ります。

※1 健康日本 21 とは、平成 12 年から推進されている国民健康づくり運動で、「21 世紀における国民健康づくり運動」の通称です。2010 年度を目途とした国民が一体となって取り組む健康づくりの基本方針や目標等がまとめられています。

※2 地域ケアとは、高齢者や障害者、児童など地域に住む全ての人が、介護や支援を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防から支援まで地域全体で取り組むサービス体制です。

主要施策の構成

(1) 全ての人が安心して暮らせる社会福祉の充実

(2) 豊かで明るい高齢社会を支えるまちづくりの推進

(3) 健やかな心とからだを育む保健体制の充実

(4) 質の高いサービスを提供する総合的な医療の充実

(5) 連携と協働による人にやさしい地域社会の実現

(1) 全ての人々が安心して暮らせる社会福祉の充実

全ての人がお互いを尊重し、支え合いながら暮らせる社会を実現するために、社会福祉を充実し、障害を持つ人や社会への適応が弱くなる高齢者などができる限り健常者と同じような生活を営めるよう支援します。

また、人間尊重の福祉施策の推進により、乳幼児から高齢者まで、障害のある人も、ない人も、全ての市民が社会の一員として権利を保障され、積極的に新市のまちづくりに参画できる地域社会を構築します。

将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、乳幼児や児童に対する福祉及び子育て世帯に対する支援の充実を図ります。家庭と地域との結びつきを強め、地域ぐるみで子どもたちを守り、育むまちづくりを推進します。このほか、乳幼児健診など障害の早期発見と予防体制の充実を図り、児童療育への取組みを強化します。

また、活力にあふれる地域社会を実現するため、市民生活全般を支える社会福祉の充実を図り、経済的支援や相談及び指導体制の構築を推進します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①安心して子どもを生むことができる環境づくりの推進

少子化対策として、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進します。女性が安心して出産するための健康管理面での支援策の充実に加え、妊娠・出産期における必要な情報提供や助言、指導等を適切に行うことで、出産に対する不安を取り除きます。

また、妊婦や出産間もない育児グループなどの仲間づくりの支援や育児についての学習や体験を行う機会を拡充し、父親も含めた親としての心構えの育成などを支援します。

さらに、安全な妊娠・出産のための知識や意識向上のために、独身女性を含めた全ての女性に対し、流・早産や低出生体重児など出産の危険因子となる妊娠期における飲酒や喫煙を控える広報活動を強化します。

不妊に悩む夫婦については、相談体制の充実などにより不安の解消や出産に向けた精神的な支援を推進します。

②児童福祉と子育て世帯支援の充実

地域ぐるみで子どもたちの健やかな育成を支援するために、児童や子育て世帯に対する相談体制の充実と質的向上を図るとともに、子育て世帯の交流を深める組織のネットワーク化を図ります。

また、保育施設の充実を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育などの環境づくりや放課後児童クラブ及び児童館の充実を推進します。ひとり親家庭に対しては、経済的支援や仕事と子育てを両立する福祉施策を充実します。

さらに、社会問題化している児童虐待の早期発見・未然防止のため、乳幼児に対す

る健康診査の充実や関係機関及び市民など地域一体となった取組みを強化します。

なお、1市2町で策定された次世代育成支援行動計画については、地域住民や保護者のニーズを尊重しながら、計画の統一を図る必要があります。

③障害者の支援の充実

障害者（身体障害者〔児〕、知的障害者〔児〕、精神障害者のことです。）の社会参画を促進する支援、及び社会復帰をするための施設や相談体制の充実、機能回復訓練の支援等障害者福祉を充実し、障害者の自立した生活を支援します。

<主な事業例>

子育て世帯支援事業	保育サービスの充実や相談制度、支援制度を充実するとともに、子育て世帯のネットワーク化を支援し、交流や情報交換を促進します。
児童健全育成事業	相談体制の充実や放課後クラブや児童館を充実するとともに、児童虐待の防止と早期発見のための体制を整備し、地域一体となって子どもたちを守り、育成します。
障害者支援事業	各個人に合った支援サービス、相談体制を充実します。

（２）豊かで明るい高齢社会を支えるまちづくりの推進

高齢者の介護予防や生きがいをづくりの取組みを強化するとともに、豊かな知識や経験を活かす人材の活用策を推進します。

相互扶助の精神を活かすために、元気な高齢者による高齢者福祉に関わる活動や計画づくりへの参画を促進します。

また、高齢化がますます進展することから、高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実に努めます。

今後の高齢者福祉施設の整備にあたっては、地理的な事情を踏まえ、地域の需要動向をみながら関係機関との協議によって、長期的視点に立った計画を推進します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

○高齢者人材社会参画事業の推進

元気な高齢者を活かすまちづくりとして、積極的な高齢者人材の様々な活動への参画を推進します。

知識や経験を活かした人材教育や歴史文化の伝承、高齢者福祉施策の積極的な活用、幅広い人脈を活かした地域物産や情報の都市部での宣伝活動など、様々な活用策を推進します。

<主な事業例>

高齢者人材 社会参画促進制度	専門知識や技能、幅広い人脈を持つ高齢者を活かす社会参画や生きがいを支援します。また、高齢者による高齢者福祉への参画などを進めます。
高齢者交流支援事業	高齢者の交流の場の整備や老人クラブの活動等の支援を進めます。
在宅福祉サービス 充実事業	在宅介護支援センターや民間介護事業者などとの連携を図りながら、高齢者や家族の生活支援を進めます。

(3) 健やかな心とからだを育む保健体制の充実

市民の^{*}健康寿命を延伸するために、地域に住む一人ひとりの健康づくりを支援し、生活習慣病等の予防や早期発見の体制を整備するとともに、健康に対する知識や意識を高める情報発信を充実します。

生活習慣の改善及び健康づくりに必要な環境を整備し、一人ひとりが豊かで充実した人生を過ごせるよう、市民や企業などと共に地域ぐるみで健康づくりを推進します。

そのために、気軽に運動を楽しめる広場やスポーツ施設など環境の整備を図るとともに、疾病を予防し、医療費適正化につながるような健康づくり支援策を講じていきます。

また、産業保健や学校保健などそれぞれの保健の内容に応じたきめ細かな健康づくりを推進します。

さらに、市民や訪れる人の健やかな心とからだを育むために、地域の海や大地の美しい景観など豊かな自然を活用した施策に取り組みます。

※健康寿命とは、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間のことです。

<主な事業例>

健康推進事業	健康診査や各種予防接種を充実させ、生活習慣病予防のための情報提供に努めます。また、「健康管理システム」を確立させ、市民の健康状態が常に把握できるようデータの管理に努めます。
市民の身近な 運動施設整備事業	子どもから高齢者まで気軽に楽しめる運動の場を充実し、市民の健康づくり、体力づくりへの意識を高めます。
自然を活用した 健康支援事業	地域の良好な自然環境のいやし効果を健康づくりに活用するとともに、地域の食資源による健康づくりメニュー提案などを進めます。

(4) 質の高いサービスを提供する総合的な医療の充実

市民にとって身近な病院・診療所等の充実を図るとともに、医療機関の機能や設備の高度化と連携の強化を推進します。

離島を含み広域にわたる新市においては、地域間格差や市民の不便が生じないように各地域の医療施設の充実を図り、老朽化した施設や設備の見直しを進めるとともに、民間医療機関も含めた連携と機能分担を推進します。

また、各地域における休日診療や夜間診療などの体制を充実するとともに、救急医療体制の確立や迅速で的確な情報伝達体系の構築を目指します。

さらに、医療に携わる人のより一層の知識・技術の向上を支援するとともに、医療機関間の情報ネットワークを構築し、一人ひとりの意向を尊重しながら状態に応じた迅速で質の高い医療サービスの充実を図ります。

<主な事業例>

域内医療ネットワーク構築事業	民間を含めた各地域の医療機関や域外医療機関との連携を深め、利用者のニーズにきめ細かく迅速に対応する医療体制の確立を図ります。
医療施設整備事業	各医療施設の専門性や設備の整備・充実を図り、医療体制の確立を図るとともに、老朽化した施設等を見直しを進めます。
救急医療体制整備事業	高規格救急自動車や救急艇等救急医療体制の整備と的確な情報伝達システムを構築し、初期治療までの時間短縮を図ります。

(5) 連携と協働による人にやさしい地域社会の実現

福祉・保健・医療においては、市民との協働や関連する機関の連携が重要であり、民間の力を最大限に活用しながら、新市の施策と相互に補完し合うことで、より大きな効果が期待されます。

福祉のまちづくりを推進するために、社会全体で相互扶助の仕組みや地域のセーフティネット^{*}を構築していくことで、全ての人にやさしい総合的な福祉施策、サービスを提供していきます。

民間団体への支援とともに、市民ボランティアなどの人材育成と様々な活動への参画支援の取組みを強化します。社会福祉協議会などの福祉関連団体や民間企業、NPO等の活動やネットワーク化などを積極的に支援し、よりきめ細かな福祉サービスを実現するための体制づくりを推進します。

※セーフティネットとは、「安全確保網」の意味ですが、不測の事態での安全確保や適切な対応策を指す言葉として広く用いられています。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

○福祉・保健・医療の連携強化による地域ケアの充実

福祉・保健・医療のサービスを一体的にとらえ、効率的な体制整備を図り地域ケアを充実します。各サービスの機能や内容の充実とともに、市民の多様化するニーズに

きめ細かに対応するために、一貫性や継続性を持ちながら総合的なサービスの提供を図ります。また、福祉・保健・医療に対する地域単位での取組みを強化するとともに、各地域への支援策を充実し、全ての市民が身近にきめ細かいサービスが受けられる体制を構築します。

さらに、国や県との連携を深めるとともに、民間団体等を含むネットワークを構築し、情報交換や交流の場を拡充します。

連携の強化による総合的な福祉・保健・医療サービスの提供によって、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防から支援まで地域全体での総合的な取組みを推進します。

<主な事業例>

地域ケア促進事業	福祉・保健・医療各サービスの一貫性や継続性を実現する連携を強化し、情報や人的交流の促進により効率的で効果的なサービスを提供します。
関連団体及び 人材育成支援事業	福祉事業等への民間参画促進や多様なサービスニーズに応えるために、NPOなどの運営団体の設立支援を行うとともに、ボランティア人材の育成を進めます。
総合保健福祉交流 センター設置事業	保健センター、交流施設など総合的な保健福祉の核となる施設を整備するとともに、各地域にそのサテライト施設（機能）を整備します。

4. 自然とともに暮らす快適な生活環境づくり

地域の魅力は住む人々の満足度が高まることでさらに向上します。市民が安心して豊かな日常生活を送り、若い世代が住み続けたいくなる魅力あるまちづくりを進めなければなりません。全ての市民の満足度を高めるために、高齢化の進展や情報社会の発展など時代のニーズに即した生活環境を整備することが重要です。

また、これからの地域社会は、人々と自然が共生しながら暮らす環境づくりが求められます。地球温暖化など世界的な環境問題には地域社会から取り組んでいかねばなりません。ダイオキシン類などの環境問題は人間の健康に直接重大な影響をもたらす問題でもあり、市民一人ひとりが環境に対する意識を高めることが重要です。

海や山に囲まれた新市においては特に、この豊かな自然を守りながら共に生きていくまちづくりが大切です。

以上のような考え方を踏まえ、生活環境においては、乳幼児から高齢者まで、全ての人が安全で安心できるまちづくりを推進します。

市民はもちろん域外の人も訪れ、暮らしたくなる魅力ある地域づくりのために、利便性や快適性を向上する生活基盤整備を推進します。特に、情報化時代に対応し、地域格差のない行政サービスを実現するために、各地域の公共施設等を結ぶ情報ネットワークの構築に向けた取組みを強化します。

また、自然と調和した市民生活の実現に向けて、環境を守るための廃棄物処理施設や生活排水処理施設の充実を図りながら、資源の再利用や廃棄物の再資源化を進めるなど循環型社会の実現を目指します。これらの取組みにより、自然環境共生型社会を市民とともに築いていきます。

主要施策の構成

(1) 安心で安全な生活環境の整備

(2) 利便性と快適性の高いまちづくりの推進

(3) 豊かな自然と共生する循環型社会の実現

(1) 安心で安全な生活環境の整備

新市の住民が安心して暮らすための生活環境の整備を推進します。また、^{※1}バリアフリー（障壁なし）や^{※2}ユニバーサルデザイン（万人向け設計）化の推進、道路の安全性向上など高齢者等の対策を強化します。

市民の安全を守る施策については、土砂災害など自然災害の防止や市民生活における緊急対応の迅速化などを推進し、安全な生活環境の実現のための消防・防災体制や緊急時対応体制の確立を図ります。さらに、関係機関との連携を深めながら、児童や高齢者などに対する交通安全教室の開催や道路安全施策の推進など、市民の安全を守り、安心できる暮らしを実現する対策を強化します。

特に、地域には火力発電所やLPG基地があり、佐賀県玄海町には原子力発電所もあります。近隣の大規模な産業施設における災害を想定した市民の防災、安全対策への取り組みを含め強化します。

※1 バリアフリーとは、身体障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで支障がないように、建築設計において段差や仕切りをなくすなど配慮をすることで、製品設計などにも応用されています。「障壁なし」は国立国語研究所による外来語言い換え提案。

※2 ユニバーサルデザインとは、高齢者や障害者、妊婦、子供などすべての人が利用できるように、製品や建物、環境をデザインすることです。「万人向け設計」は国立国語研究所による外来語言い換え提案。

<主な事業例>

交通安全施設等整備事業	道路における交通安全施設等整備事業を進め、市民の安全を確保します。
土砂災害防止事業	地すべり、砂防、急傾斜対策として随時点検、対応していきます。
河川改修・海岸保全事業	市民生活の安全と環境に配慮した河川改修や高潮対策として海岸保全事業や海浜レクリエーションの場として海岸環境整備事業を進めます。
消防・防災体制整備事業	消防、防災体制の充実や地域防災情報ネットワークの構築を進めます。

(2) 利便性と快適性の高いまちづくりの推進

利便性や快適性を向上する生活環境を整備し、市民の定住化を促進する住環境の充実を図ります。

高齢者の住みやすさはもちろんですが、新市で新しく世帯を構える人にとって魅力ある地域となるよう、都市機能を強化する基盤整備の取り組みを推進します。

生活環境の整備とともに、新市での居住者の受入体制の充実を図り、良好な公営住宅の整備や他地域からの転入に対する支援策などを推進します。

<新市発足を機とした新規・重点政策>

①地域公共ネットワークの整備

I T (情報通信技術) を利活用するための基盤整備は、地域格差のない行政サービスの提供や福祉・医療、教育の充実など、住民サービスの向上や新市の活性化を図る上で有効な手段です。

このため、海や山で隔たれた新市各地域の公共施設、機関を情報網で結ぶ公共ネットワークの整備を推進します。

②水資源確保のための基盤整備の推進

新市は離島地域を含むことから、水資源の安定的な確保のための基盤整備を進めなければなりません。

水道施設の整備とともに水源維持、恒久的な水資源の確保策など生活用水を安全で安定的に供給するための基盤整備を推進します。

③生活排水処理・廃棄物処理事業の推進

良好な生活環境の形成や自然環境保全及び農業や水産業の資源保護のために、従来から行われてきた生活排水処理事業を推進します。また、環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の充実を図ります。

<主な事業例>

地域公共ネットワーク整備事業	学校、図書館、公民館、役所などの公共施設を光ファイバー等で結び、市民がより容易、迅速に行政情報等を利活用できる環境を整備します。
水道施設整備事業	良質な水資源確保のための環境整備や上水道、簡易水道整備を進めます。
生活排水処理施設整備事業	自然環境の保全と生活環境の改善のために公共下水道等地域の実情に応じた生活排水処理施設を整備します。
* U J I ターン者受入支援制度	市外からの転入者を受け入れるための優遇策や支援策を充実させます。
公営住宅等整備事業	老朽化した公営住宅の改修、改築や新たな整備を推進し、住環境の充実を図ります。

※大都市圏から地方圏へ移住する形態をあらわしたもので、「Uターン」は大都市圏で生活している地方圏出身者が出身地の地方圏に移住すること、「Jターン」は大都市圏で生活している地方圏出身者が、出身地の母都市へ移住すること、「Iターン」は大都市圏に住んでいた人が、出身地と関係ない地方圏に移住することです。

(3) 豊かな自然と共生する循環型社会の実現

地域に広がる海や山の自然を大切に守りながら、自然破壊や環境汚染の防止に努めるとともに、できる限り自然の生態系が残る環境を重視した自然と共生するまちづくりを進めます。

そのためには市民の協力が不可欠であり、市民や企業等に対する環境教育、情報発信等、環境問題にかかわる知識や意識を高める取組みを強化するとともに、地域の自然を保全するために、関連団体や個人の環境美化活動などに対する支援や人材の育成を推進します。

また、自然環境を保全する施策とともに、資源の再利用再資源化の促進や新エネルギー産業振興など自然豊かな循環型社会の実現のための施策を推進します。

さらに、市民や訪れる人にとっても心とからだのリフレッシュが可能となるよう、自然の健康面での活用についても取り組みます。

<主な事業例>

廃棄物処理 高度化整備事業	下水汚泥や廃棄物などの有効利用やリサイクル事業を推進し、循環型社会の形成を目指します。
環境保全推進事業	環境教育の充実を図るとともに、市民や関連団体の地域環境保全活動を支援します。
新エネルギー 導入促進事業	新エネルギー研究による成果を地域に還元し、環境に優しいエネルギー導入を進めます。

5. 次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成

市民と関係機関の協力と連携により、人間尊重の精神に立ち、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進し、個性豊かで創造性に富む人材の育成を目指します。

次代を担う人材の育成は地域の発展のために重要であり、義務教育や高校教育の充実とともに、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の推進を図るほか、地域の雇用を促進するための農業や漁業など地域産業にかかわる教育の推進を図ります。

また、この地域には古くからの伝統芸能や文化が脈々と息づいており、国際的な交流も様々な形で行われてきました。特に、海にまつわる歴史や文化が数多く受け継がれてきました。「松浦党」や700余年前の「元寇」など、古くから海を通してアジア地域とのかかわりを深めてきた特性を活かし、文化遺産の保護や学術的な調査研究などにより地域文化の振興に努めます。

さらに、伝統文化の継承・発展を図るため、子どもたちが地域の文化や歴史に触れ、体験する機会を増やすことにより、地域の魅力を継承するとともに、地域の新たな歴史を築くための教育を積極的に推進します。

主要施策の構成

(1) 地域を担う人材の育成

(2) 市民のための教育機会の拡充と体験学習の推進

(3) 地域と世界を結ぶ国際感覚を持つ人材の育成

(4) 地域の個性を育む歴史文化の継承と後継者育成

(5) 人間尊重の精神を基調とした個性豊かな人材の育成

(1) 地域を担う人材の育成

新市の将来を担う青少年の教育を充実するため、学校教育や社会教育はもちろん、次代の産業育成につながる各種専門技能や知識の教育についても、地域の実情に見合った分野を中心に積極的に推進、支援します。

義務教育については少子化が進む中で、児童・生徒の能力を引き出す教育プログラムを充実するとともに、教職員研修の充実や学校・家庭・地域社会の連携・融合を強化します。

施設面においては、幼稚園や義務教育施設の充実や施設維持管理の強化と安全対策を進め、良好な教育環境の整備に努めます。

さらに、次代の産業育成のために、水産業や農業及びその他の産業に係る人材育成体制の構築や支援策を充実し、必要に応じて域外からも指導者を募りながら専門性を高めるための施策を推進します。

<主な事業例>

学校施設 I T 化 推進事業	学校施設でのインターネット使用環境を整備し、児童や生徒のコンピュータ教育を充実します。
学校施設整備事業	老朽化が進む学校施設に対する安全性向上のための改修や改築を進め、教育環境の充実を図ります。
地域産業 体験学習事業	地域の児童や生徒を対象とした農業や水産業などの地域産業体験学習を進めます。
世代間交流事業	高齢者等と若年層の交流を深め、知識や技術の伝承による人材育成を進めます。

(2) 市民のための教育機会の拡充と体験学習の推進

市民が気軽に参加できる生涯学習やスポーツ活動の機会を拡充するため、様々な学習プログラム、スポーツプログラムの充実を図ります。それにより、知識や技術の習得のほか、市民同士の交流や生きがい発見、喜びと感動の共有体験など、様々な効果が期待されます。

また、生涯学習やスポーツ活動のための施設については、快適性や機能の充実を図り、学習機会の拡充に対応した施設利用を促進します。

さらに、各地域の施設の有効利用を図るために、広く市民等の利用促進に努めるとともに、市民に開かれた学習・スポーツの場を拡充します。

<主な事業例>

生涯学習推進事業	市民の学習機会を拡大するために、地域や学校の連携を深め、世代間交流を促進するとともに、公民館等の施設整備や学習プログラムの充実を図ります。
図書館相互利用・総合管理ネットワークシステム構築事業	市内各図書館施設の拡充と蔵書の共有化を図るための検索システムなどネットワーク化を進めます。
市民IT教育推進事業	全ての市民を対象にしたコンピュータ教育を推進します。
スポーツ関連施設整備事業	市民総合運動公園や屋内グラウンドなど市民のスポーツの場を拡充します。
文化・スポーツ活動支援事業	市民の文化、スポーツ活動を推進する教室や大会の企画及び開催を進めます。
余裕教室活用推進事業	余裕教室を活用した市民講座や交流空間づくりを進めます。

(3) 地域と世界を結ぶ国際感覚を持つ人材の育成

国際化する社会に対応することが、今後ますます重要となってきます。そこで、国際感覚を身に付けた人材を育成するために、中国や韓国をはじめとしたアジア地域や、姉妹都市のあるオーストラリア、古くから関わりの深いモンゴルなどとの相互理解推進のための教育プログラムや交流事業を積極的に展開します。

<主な事業例>

国際理解教育充実事業	初等教育の段階からの外国語や海外の文化などについての教育を強化します。
------------	-------------------------------------

(4) 地域の個性を育む歴史文化の継承と後継者育成

この地域には特徴的な歴史文化が残っています。特に「元寇」という歴史的出来事を研究し、世界遺産に匹敵する発見物がある鷹島海底遺跡や松浦党の歴史調査など、地域ならではの海洋文化振興策を引き続き推進します。

このほかにも歴史や伝統に彩られた多様な文化や芸能は数多く、各地域で受け継がれている伝統芸能や史跡等の文化財についてその保護に努め、新市における共有の財産として次代へと継承します。

また、景観も地域の文化であり、この地域に残る独特の生垣である「ひゃーし」や棚田など自然を活かした魅力ある地域環境づくりや保存を進めます。

地域文化を創っていく青少年に対しては、芸術や文化活動を体験する機会を増やし、各地域での文化や芸能の後継者育成を支援し、各地域の特色を活かした個性豊かなまちづくりを進めます。

<主な事業例>

埋蔵文化財発掘調査事業	遺跡調査など域内の史跡調査を推進し、文化財保存のための基本資料を整備します。
芸術文化振興事業	文化の普及発展を図るための基金を創設します。
文化財等総合整備事業	各地域の歴史資源や文化財の保護及び管理に努めるとともに、文化財等の総合調査を実施し、文化遺産の保護に努めます。
人材育成基金拡充事業	各地域独自の文化芸能活動支援や後継者育成を支援する基金を拡充します。
文化・芸術体験事業	児童や生徒を対象とした文化、芸術鑑賞の機会を拡充します。
地域文化芸能保護支援事業	各地域に残る伝統文化や芸能の保護と後継者育成に対する支援を行います。

(5) 人間尊重の精神を基調とした個性豊かな人材の育成

道徳教育・同和教育の充実を図るとともに、人権教育を系統的に実践することを通して、個人の尊厳を重んじる、心豊かで生きる力を身に付けた個性豊かな人材を育みます。

<主な事業例>

少人数指導事業	個々に応じたきめ細かな指導を実施し、基礎・基本の確実な定着や生きる力の育成を図ります。
同和教育推進事業	人権意識の高揚を図る同和教育を計画的に推進します。
心の教育推進事業	学校、家庭、地域が一体となったココロねっこ運動の推進と併せ、豊かな心を育む道徳教育を充実します。

6. 市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり

これからのまちづくりは行政と市民の協働が重要であり、市民一人ひとりの声を活かす仕組みが求められます。そのためには関連団体等との役割分担や協働による取り組みが重要です。

新市にも各地域に様々なまちづくり団体やNPO、女性団体などが存在します。

こうした団体との連携を深め、市民のまちづくりへの参画意識や民間のノウハウを活かしながら魅力あふれる地域づくりを推進します。

広域にわたる新市においては、地域による格差が生じないよう住民の意見を市政に反映させる仕組みの構築や各地域でのコミュニティ組織を支援しながら、全ての市民にとって身近に感じられる行政サービスを提供します。

また、行政と市民との連携を深めるために、各種団体や民間事業者等と力を合わせながら効果的な施策の推進を図ります。

さらに、まちづくりなどあらゆる分野で男女が共同で参画し、個性と能力を十分発揮するための支援策を充実します。

行財政運営にあたっては、一層の効率化と高度な行政サービスの提供に努めます。そのためには、政策評価制度を導入するなどして経費の節減や効果的な施策の遂行を図るとともに、職員資質の向上に向けた取り組みを強化します。

※地域コミュニティとは、人々が共同体意識を持って暮らす地域、およびその人々の集団や地域社会、共同体のことを表します。

主要施策の構成

(1) 市民と協働するまちづくり体制の確立

(2) 地域格差のない行政サービスの実施

(3) 民間組織等の育成及び連携強化

(4) 男女共同参画社会の推進

(5) 行財政の効率化

(1) 市民と協働するまちづくり体制の確立

市民一人ひとりの声を大切にすまちづくりを進めるために、行政情報の積極的な提供とともに市民と行政が協働するための仕組みを構築し、市民参加型の行政を推進します。

また、より多くの市民の声を活かすために、地域コミュニティ活動や組織を支援するとともに、そうした中から出てくる様々な意見や要望を汲み取りながら市民とともによりよい新市を築いていきます。

<主な事業例>

地域コミュニティ 充実事業	行政と住民との橋渡し役としての地域コミュニティ組織の支援事業を進めます。
パブリックコメント 制度推進事業	政策決定にあたり住民の意見を直接反映するなど、より住民の意見を汲み取りやすい仕組みを構築します。
まちづくりワーク ショップ支援事業	まちづくりへの市民意見を反映させるために、市民参画によるまちづくりワークショップを支援します。

※パブリックコメント制とは、行政機関などが意思決定の過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して意思決定を行うことです。

(2) 地域格差のない行政サービスの実施

地方自治体の存在意義は、住民に身近な行政として住民へきめ細かい行政サービスを提供することにあります。

行政組織が大きくなることで市民への行政サービスが損なわれることのないよう、これまで以上にきめ細かな行政サービスの提供に努めます。

新市は、離島を含むことが特徴であり、一体感を醸成するためには交通や情報通信などの面を特に重視する必要があるほか、広域にわたりそのほとんどが中山間地域で住居が散在しているため、周辺部地域などで格差がないように行政サービスを実施することとします。

また、今後の地方自治の発展にとって、住民自治の充実は不可欠です。地域に密着した新しい施策の萌芽は、多様な地域性の中からこそ生まれます。そこで、住民の意見を市政に反映させる仕組みを構築し、その意見を尊重しながら均衡ある地域の発展を目指します。

さらに、電算システムの統合や広域にわたる新市の公共施設を結ぶ情報ネットワークを構築し、地域格差のない行政サービスの提供を図りながら、電子自治体実現に向けた取組みを強化します。

<主な事業例>

電子自治体システム構築事業	電子自治体化を推進し、事務手続のスリム化やスピード化を図ります。
防災行政通信施設統合整備事業	的確な行政情報の広域的な発信によって、より正確な情報の提供と住民福祉に役立てていきます。

(3) 民間組織等の育成及び連携強化

民間組織等との連携を強化します。各地域の有志によるまちづくり団体や民間事業者等において、これまで積み重ねられてきたノウハウを活かし、行政と民間の協働によって個性豊かなまちづくりを進めます。

<主な事業例>

まちづくり団体支援事業	各地域におけるまちづくり団体などの活動を支援し、民間の知恵や活力を導入したまちづくりを進めます。
-------------	--

(4) 男女共同参画社会の推進

まちづくりや地域での様々な活動などでの男女共同による参画を促進し、個性と能力を十分発揮するための支援策を拡大します。

子育て世代のための保育環境の充実や男女雇用機会均等法に基づく雇用機会の拡大及び男女共同参画社会の推進に向けた意識啓発や教育の取組みを強化します。

<主な事業例>

男女共同参画支援事業	情報提供や意識高揚イベントなどを通して雇用や社会参画機会の拡大を図ります。
------------	---------------------------------------

(5) 行財政の効率化

合併による行財政の効率化と持続的な行財政改革に努めます。新市の行財政運営にあたっては、効率的で質の高い行政と成果重視の行政への転換を目指し、政策評価制度の導入や研修による職員資質の向上を図るとともに、計画的に施策を実行し、柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を整備します。

また、効率的かつ効果的な行政運営のために P F I (プライベート・ファイナンス・

イニシアティブ) の導入も検討します。

※PFI とは公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で社会資本の整備や公共サービスを提供しようとする事業手法のことです。

<主な事業例>

政策評価制度 導入事業	各種事務事業遂行の政策評価制度を導入し、新市にふさわしいかたちで適切に評価し政策運営の改善に反映させます。
----------------	---

VI. 公共施設の統合整備と適正配置

教育・福祉・文化・スポーツ等のための各種公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討していくことを基本とします。

具体的には、現況及び将来の見通しを踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針等を定めて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

なお、合併に伴い支所となる旧庁舎等については、情報ネットワークの構築等によって住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、住民ニーズに対応した適正な本庁・支所機能の整備を図ります。

VII. 財政計画

1. 前提条件

この財政計画は、平成 18 年度から平成 32 年度の合併後 15 年間について、平成 25 年度までは決算額を、平成 26 年度以降は、歳入、歳出の項目ごとに過去の実績等を基に、合併に係る特別措置を見込み、普通会計ベースで策定しています。

なお、合併の効果（人件費の削減など）を最大限引き出すとともに、一般財源の節約に努め、新市において健全な財政運営がなされるよう十分留意することとします。

また、第 V 章に掲げる主要施策、主要事業については、合併後の新市において緊急性、重要性等を勘案して策定する実施計画に基づき、限られた財源のなかで、効果的、効率的な実施を図ります。

2. 歳入

(1) 地方税

過去の実績を基に、今後の経済の見通し等を踏まえ算定しています。なお、松浦市の発電所及び福島町のガス基地に係る固定資産税（償却資産分）については、その変動の影響を見込んで算定しています。

(2) 地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）や、平成 28 年度以降から始まる算定替えの縮減等を見込み算定しています。

(3) 国庫支出金、県支出金

過去の実績を基に、合併に係る財政支援を見込み算定しています。

(4) 地方債

通常の方法債は適正な水準に抑制し、合併特例債を活用することを見込み算定しています。

3. 歳出

(1) 人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減を見込み算定しています。議会議員については、定数 18 名で算定しています。

(2) 物件費

過去の実績を基に、合併による削減効果を見込み算定しています。

(3) 扶助費

過去の実績を基に算定しています。

(4) 補助費等

過去の実績を基に、合併による削減効果を見込み算定しています。

(5) 公債費

平成 25 年度までの地方債に係る償還予定額に、その後の新市建設計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(6) 繰出金

過去の実績を基に算定しています。

(7) 普通建設事業費

健全な財政運営を行うにあたって投資可能な普通建設事業費を算定しています。

【歳入】

(単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	3,813	4,181	4,104	3,882	3,847	3,866	3,554	3,421	3,206	3,106	3,106	3,106	3,006	3,006	3,006
地方譲与税等	700	529	492	482	485	478	445	449	484	491	491	491	491	491	491
自動車取得税交付金	67	60	57	39	30	26	26	24	20	20	20	20	20	20	20
地方特例交付金	59	22	33	40	53	51	5	6	7	7	7	7	7	7	7
地方交付税	5,758	5,267	5,581	5,816	6,443	6,395	6,401	6,383	6,336	6,431	6,400	6,256	6,233	6,150	6,067
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
分担金及び負担金	120	118	182	166	112	116	111	104	109	109	108	108	108	108	108
使用料及び手数料	289	283	248	259	386	397	402	415	378	378	378	378	378	378	378
国庫支出金	1,581	1,771	2,192	2,751	2,909	2,212	1,979	2,092	2,085	1,990	1,931	1,732	1,739	1,747	1,754
県支出金	1,273	1,498	1,149	1,087	1,315	1,233	1,170	1,457	903	910	943	916	908	942	936
財産収入	71	44	47	56	104	36	110	82	14	14	14	14	14	14	14
寄附金	6	4	3	10	41	5	4	67	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	1,568	2,197	1,386	1,522	447	279	732	805	652	1,464	993	734	1,025	1,153	1,261
繰越金	221	368	302	236	746	520	519	524	507						
諸収入	153	1,281	229	618	534	371	274	257	137	120	120	113	140	140	140
地方債	1,705	1,727	1,525	1,490	2,510	1,763	1,323	2,001	2,843	1,522	1,714	1,129	1,129	1,129	955
歳入合計	17,387	19,353	17,533	18,457	19,965	17,751	17,058	18,090	17,685	16,566	16,229	15,008	15,202	15,289	15,141

※平成25年度までは決算額、平成26年度以降は計画額です。なお、四捨五入の関係で歳入合計と内訳の合計が一致しない場合があります。

【歳出】 (単位：百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	2,647	2,447	2,332	2,922	2,977	2,991	3,050	3,030	3,060	3,151	3,065	3,028	2,980	2,973	2,916
物件費	1,894	2,033	1,747	1,984	2,081	2,208	2,098	2,166	2,130	2,105	2,007	1,952	1,949	1,949	1,949
維持補修費	74	64	40	32	19	26	41	38	40	40	40	40	40	40	40
扶助費	2,477	2,433	2,474	2,587	2,898	3,047	2,974	2,925	3,080	3,103	3,127	3,152	3,179	3,200	3,221
補助費等	2,348	3,149	2,722	2,114	2,045	2,090	2,081	2,418	2,015	2,044	2,050	2,059	2,074	2,115	2,150
公債費	3,282	3,640	3,139	3,000	2,107	2,084	2,121	2,096	2,165	2,171	2,134	2,054	2,215	2,202	2,200
投資・出資・貸付金	247	52	163	164	212	65	44	338	63	63	63	63	63	63	63
繰出金	1,375	1,508	1,443	1,470	1,558	1,473	1,530	1,592	1,670	1,645	1,669	1,735	1,784	1,835	1,888
繰立金	780	1,176	1,348	517	1,438	1,005	980	681	580	654	406	157	157	157	157
投資的経費	1,895	2,549	1,894	2,921	4,111	2,243	1,615	2,299	2,882	1,590	1,628	768	761	755	557
歳出合計	17,019	19,051	17,302	17,711	19,446	17,232	16,534	17,583	17,685	16,566	16,229	15,008	15,202	15,289	15,141

※平成25年度までは決算額、平成26年度以降は計画額です。なお、四捨五入の関係で歳出合計と内訳の合計が一致しない場合があります。